

中央区保健医療福祉計画2020 進捗状況評価シート【令和6年度】

進捗状況の目安 A：順調に進行している B：概ね順調に進行している C：あまり順調でない D：順調でない

施策の方向性(1)包括的相談支援体制の構築

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備 ●ふくしの総合相談窓口の整備	ア. 地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場として、令和6年4月に区役所本庁舎地下1階に「ふくしの総合相談窓口」を開設し、3,809件の相談を受け付けた。	A	ア. 福祉に関する困りごとを抱えた方が相談しやすいように、身近な地域で相談を受け止める場を拡充するほか、相談窓口の認知度を向上させる必要がある。	ア. 令和7年7月に月島地域、令和8年度に日本橋地域に「ふくしの総合相談窓口」を開設する。また、パンフレットやホームページ(HP)、SNSを活用し、区民への周知を進める。	○ふくしの総合相談窓口が開設され、重層的な支援体制が組めるようになったと思う。今後はより地域の支援者間の連携を強化し、支援体制を整えていく必要があるように感じる。
	イ. 福祉保健部以外の部署を含めた各部署で相談業務に携わる職員19名を相談支援包括化推進員に任命した。また、重層的支援体制整備事業についての理解を深めるとともに、関係機関の情報共有を図ることを目的に、相談支援包括化推進連絡会議を開催した。		イ. 複雑化・複合化する課題の増加によっては、現在の相談包括化推進連絡員配置部署以外の部署との調整・連携も必要になる。	イ. 相談支援包括化推進員の配置について、福祉保健部以外の関係部署への配置等を拡大し、包括的支援体制のさらなる推進を図っていく。	○資質向上型地域ケア会議について、介護予防や自立支援に資する地域の課題を取り扱い、地域ケア会議の機能を意識した協議を進めていただきたい。
	ウ. 複雑化・複合化した課題を抱える地域住民等について、支援に必要な情報共有や支援体制の検討を行う支援会議を8回開催し、庁内外の支援機関における連携体制の強化に取り組んだ。		ウ. 複合的な要因の困りごとを抱えた方に対して包括的な支援を行うため、関係機関とのより一層の連携が必要である。	ウ. 複合的な課題を持つ方に対して十分な支援を行うため、ふくしの総合相談窓口としての役割の周知や、他の相談機関の特性の相互理解をさらに進め、連携を強化していく。	
③包括的・継続的マネジメント支援の推進 ●専門職との連携によるバックアップ体制の推進 ●個別ケース会議（地域ケア会議等）の活用 ●介護支援専門員（ケアマネジャー）研修	エ. 令和6年7月に、子ども家庭支援センターが中央区保健所等複合施設に移転したことで、妊産婦、子どもや子育て家庭の養育・発達・教育などに関する相談がシームレスに受けられる環境となり、区民サービスの向上が図られた。さらに、児童福祉法上の子ども家庭センターと位置づける「子ども家庭ネットワーク」の令和7年度の運用開始に向けた整備をすることで、妊娠期から子育て期にわたる包括的な相談支援体制の強化にも取り組んだ。	A	エ. 人口増加や多様な課題を抱える家庭の増加、関係機関からの通告(見守り強化)や東京ルールに基づく区送致の増加などにより、要支援家庭・要保護児童等への適時適切な支援や保護が必須である。そのため、子どもと子育て家庭を包括的に支援できる相談員の確保・育成を図るとともに、地域全体で要支援家庭・要保護児童等を見守り支援する機運の醸成や関係機関間の連携を強化する必要がある。	エ. 引き続き都区協同で、相談員の確保と育成に取り組むとともに、こども家庭ネットワークを運用することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を強化し、児童虐待防止を図る。また、地域の支援力を高めるために、啓発活動や要保護児童対策地域協議会を活用して関係機関が連携しやすい支援体制づくりを進める。	
	オ. おとしより相談センターが中心となり、個別事例について多職種でケアプランの検討を行う資質向上型地域ケア会議を日常生活圏ごとに2回ずつ開催した。 カ. ケアマネジャーのスキルアップを図り、相互のネットワークの構築を促すため、おとしより相談センターがケアマネジャー研修会を12回開催した。		オ. 地域ケア会議での検討を通じて、自立支援、介護予防又は重度化防止の観点から多職種の専門職によるアドバイスを引き続きケアプランに取り入れる必要がある。 カ. ケアマネジャーの経験年数や実践経験などに個人差があるため、研修を実施するにあたり個々のレベルに応じた必要な知識・技能の養成が求められている。	オ. ケアマネジャーが対象ケースの自立支援のために多職種からの助言が必要と認めた事例等のケアプランについて、リハビリ、栄養、口腔衛生や介護等多職種の専門職の参加による地域ケア会議を引き続き行う。 カ. 経験の浅いケアマネジャー向けの研修、対面形式でのグループワーク、事例検討等、より実践に即した研修を継続して行うことで、ケアマネジャーのスキルアップを図り、相互のネットワークの構築を促していく。	
	キ. 区職員及び相談支援機関職員等の複合的な課題への対応力を高めることを目的に、ソーシャルワーク機能向上研修（相互研修・専門研修）を実施した。		キ. 重層的支援体制整備事業の推進にあたり、相談者の世帯全体の課題を的確に把握し適切なサービス提供につなげる必要があるため、さらなるソーシャルワーク機能の向上を図る必要がある。	キ. 引き続きソーシャルワーク機能向上研修を実施し、区民からの相談を受ける職員の分野横断的な知識やアセスメント力の向上を図っていく。	
⑤アウトリーチ（地域に出向く支援活動）による支援の充実 ●地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターの拡充 ●認知症初期集中支援チームの活用	ク. 区役所地下1階にふくしの総合相談窓口を設置し、CSW4名を配置した。新たに開設した「築地交流スペースツキチカ！」を加えた区内5か所です「おとなりカフェ・ちょこっと相談会」を実施して、地域へのアウトリーチに取り組んだ。	A	ク. 「おとなりカフェ・ちょこっと相談会」の認知度は徐々に上がっており、それに伴い相談件数も増加傾向にあるが、複雑化・複合化した課題を抱えるケースについての相談はまだ少ない状況である。	ク. 「おとなりカフェ・ちょこっと相談会」による地域のアウトリーチとあわせて、新たに開設されたふくしの総合相談窓口等関係機関との連携を一層密にしながら困難な課題を抱えるケースにもアウトリーチを行っている。	
	ケ. 認知症が疑われるが受診になかなか結びつかない高齢者をおとしより相談センターの訪問活動等を通じて、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症初期集中支援チームの訪問や医療・介護サービスの利用につなげた。		ケ. 認知症初期集中支援チームの派遣医師との日程調整が難しく、相談から訪問まで1か月程要する場合もあり、迅速に対応できる体制づくりが課題である。	ケ. 引き続き医師会の協力を得て、認知症サポート医やとうきょうオレンジドクターを中心に派遣医師を増やすなどニーズに迅速に対応えられる体制を整えていく。	

施策の方向性(2)健康づくりの推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①生涯を通じた健康づくりの推進 ●「中央区国民健康保険第2期データヘルス計画」に基づく取組 ●特定健診、がん検診の啓発および未受診者への受診勧奨 ●中央区ウォーキングマップの活用 ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	ア. 中央区国民健康保険データヘルス・特定保健指導等評価委員会を開催し、健康課題の明確化・共有を行うとともに、データヘルス計画に基づいた慢性腎臓病対策事業等の取組を行った。 イ. 特定健康診査について、2年連続未受診者の64歳以下の方に受診勧奨ハガキを送付(4,436件)する等、様々な手法で周知を行った。 ウ. 中央区ウォーキングマップのリニューアルを行ったほか、健康管理機能が搭載された、中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス&ウォーク」の開発および運用を開始し、健康活動に対するポイントの付与を行った。また、生活習慣病予防講演会(年4回)を開催等により、健康に関する知識・情報の普及を図った。 エ. 国保データベースのデータを活用して、生活習慣病重症化等のリスクが高い高齢者に個別訪問等による健康相談・指導を実施し、健康状態の把握・改善を図るとともに必要なサービスにつなげた。健康相談・指導件数は令和6年度目標(180件)に達した。 オ. フレイル予防の普及啓発を図るため、高齢者通いの場等で保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康講座や相談、測定等を行うとともに、チラシの配布やポスター等の掲出を行った。健康講座受講者数及び相談者数は令和6年度目標(900名)に達した。		ア. 各事業において、その事業における案内の内容や周知方法等の見直しが必要である。 イ. 各種健診受診率は横ばいであるため、さらなる受診率向上に向けた啓発の充実、受診勧奨等に努める必要がある。 ウ. 新規事業の健康アプリについて、ダウンロード数や景品応募者数がまだまだ少ない。生活習慣病予防講演会は申込み多数により、定員を上回る回があった。 エ. 事業全体の経年変化が追えず、事業評価を行うことが難しい。 オ. フレイル予防の意識向上に向けた普及啓発に取り組むには、現在の取組に加え、対象者や開催場所等を拡大する必要がある。また、健診受診者の中のフレイル等のリスク把握はできるが、医療や介護のサービスにつなげていない高齢者の健康状態が把握できない。	ア. 各事業の通知書の内容等を見直し、指導参加者数の増加を目指していく。 イ. 受診率の向上に向け、ハガキ送付やポスター掲示等での啓発を行う。健康アプリを活用し、ポイント付与を開始するほか、受診行動につながる情報を発信していく。 ウ. 健康アプリの普及率向上のため、事業周知を強化するほか、他事業との連携を行うことにより、事業の拡充を図っていく。生活習慣病予防講演会について、需要に応えられるよう、定員の拡大を検討する。 エ. 支援管理のデータベースを構築し、支援記録を一元管理するとともに事業評価や事業の見直しを進める。 オ. 生活支援コーディネータ等との連携し、フレイル予防の普及啓発を図る。 カ. 新たに「健康状態把握事業」を実施し、医療や介護のサービスにつなげていない方を把握し、個別の健康支援につなげていく。	○健康アプリの活用など、健康行動に伴うインセンティブの取り組みは素晴らしいものと思う反面、地域にあまり浸透していない印象もあり、周知方法を検討いただきたい。 ○高齢者が支援を受ける側から支援者側に回り、支え支えられる緩やかな関係構築が通いの場の目的だと思うため、高齢者の出番と役割づくりの仕掛けとしても、通いの場を有効に活用できるように検討いただきたい。 ○歯科健康診査において、気が付かない歯周病リスクを回避するよう周知し、受診率を上げていただきたい。
②介護予防・日常生活支援総合事業の充実 ●高齢者通いの場支援事業 ●介護予防プログラム(中央粋なまちトレーニング)の普及	キ. 高齢者通いの場の立ち上げや運営支援を行い、新たに3団体が立ち上がり、令和7年3月31日現在で21団体が登録・開催している。また、運営者向けの研修会を2回、社会福祉協議会と合同の交流会を1回開催し、高齢者通いの場の質の向上を図った。 ク. 元気応援サポーター等と連携して、「高齢者クラブ慰安大会」や「健康福祉まつり」で「中央粋なまちトレーニング(以下「粋トレ」)」の普及啓発を行った。また、参加者に配布するノベルティを作成した上で、理学療法士による粋トレ教室の開催や個人で取り組む粋トレチャレンジを実施するなど、粋トレ継続の促進を図った。		キ. 高齢者通いの場の数が順調に増加する一方で、運営者の高齢化等による担い手不足や新規立ち上げの際の会場不足が生じている。 ク. 令和4年度の高齢者の生活実態調査で粋トレの認知度が低い(「知っている」と答えた方が13.5%であった)ことから、様々な方法で普及啓発を図っているものの、事業の広がりや効果が目に見える形として捉えづらい状況になっている。	キ. ボランティア育成の機会を捉えて、高齢者通いの場の運営等に向けた情報提供を図っていく。また、まちづくり基本条例に基づく開発計画への反映の機会等を捉えて、会場確保に向けた働きかけを進めていく。 ク. 健康アプリと連携し、ポイント付与による粋トレ実施の動機づけの機会を与えるとともに、アプリを通じた新たな層への認知度を高める。また、ボランティアや高齢者通いの場運営者などに改めて周知を図り、粋トレ実施場所の拡充など普及啓発を進める。	
③ライフステージに応じた食育の推進 ●食べよう野菜350(サン・ゴー・マル)運動 ●共食推進運動 ●噛ミング30(サンマル)運動 ●食育講習会などの実施	ケ. 共食の推進、野菜摂取量の増加等の食育の内容を理解して、関心を高める機会として、強化月間(6月,9月,11月)を設け、保健所・保健センター、保育施設、小・中学校が連携して啓発の強化を図った。 コ. 各世代を対象に、保健所・保健センターでは、HP「食育ガイド」に、食育情報5項目・動画4本、レシピ7品を掲載したほか、プレマクッキング、フレイル予防教室等の食育講習会、子ども健康教室(年19回328人)を実施。健康情報を提供する店舗を健康づくり協力店として登録する要綱を策定し、食環境整備を継続的に取り組む体制を作った。 サ. 保育施設では、給食の試食を伴う食育講習会を前年度より回数を増加して実施(年26回1,164人)、新たに給食レシピの動画を作成しHPに掲載した。 シ. 小・中学校では、学校給食かみかみメニューレシピ動画(4品)及び学校給食レシピ(13品)をHPに掲載し、教育広報誌「かがやき」や各校献立表にて保護者への周知を図った。また、各校において、ふれあい給食(小学校:年28回689人)、交流給食(中学校:年4回80人)を実施した。	A	ケ. 健康づくり協力店事業では、地域における食環境整備の担い手となる登録店舗を増加する必要がある。 コ. 保育施設における食育活動を家庭の健全な食生活の実践につなげることが課題である。 サ. 学校給食を通じて、児童・生徒に対しては直接的なアプローチを継続的にに行いある程度の成果はみられるが、保護者や近隣住民へはアプローチを行う機会が少なく、普及啓発は難しい状況であった。	ケ. 食と健康に関する正しい知識やバランスのよい食事をするスキルの定着のため、各世代に向け情報発信を強化する。食環境整備では、飲食店や食品販売店への周知や連携を強化し、健康づくり協力店の増加を目指す。 コ. 保育施設では、保護者に向けICTシステムの活用による情報発信や試食を通じて、食に関する興味関心を高め実践支援を図る。 サ. 各学校が行う、ふれあい給食や交流給食において、学校給食を通じて保護者や近隣住民への食育の推進を図る。また、学校給食を通じた食育推進活動を広く周知し、食育への理解や関心を高めるため、広報紙への掲載や学校給食動画配信を引き続き行っていく。	
④歯と口の健康づくりの推進 ●産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施および受診勧奨 ●出前健康講座(歯と口の健康づくり) ●8020(はちまるにいまる)達成者表彰の実施	ス. 産前産後、成人・高齢者向けの歯科健康診査を実施するとともに、出前講座やチラシ配布、過去に受診歴のない方へのハガキの個別送付等により受診勧奨を行った。また、歯科表彰式(8020達成者、よい歯のすこやか家族)を実施した。		ス. 口腔機能の育成と維持向上についての、知識の普及はまだ十分とはいえない。 セ. 受診率はほぼ横ばいであるため、さらなる受診率向上に向けた啓発の充実、受診勧奨等に努める必要がある。	ス. 区民の健康課題とニーズを分析し、効果的な歯科相談、歯科教室を実施することで歯と口の健康づくりの普及啓発に努める。 セ. 歯科健康診査は、受診勧奨ちらしの配布に加え、各種健診・イベント・講座や、HPなどで広く周知するとともに健康アプリを活用したポイント付与等により、さらなる受診率向上を図る。	
⑤こころの健康づくりの推進 ●精神保健相談 ●ゲートキーパー養成講座の実施	ソ. 保健所、保健センターにおいて専門医または保健師による精神保健福祉相談を実施したほか、自殺対策強化月間のパネル展示、プレママ・パママ教室において産後うつへの健康教育を実施した。また、身近な方の悩みに気付き、必要な支援へとつなぐゲートキーパー養成講座を2回開催した。 タ. 中央区自殺対策計画(第二次)に基づき、取組みに対する成果指標として「区民への啓発と周知」と「女性への支援」を強化するため、母子保健事業において相談先の周知や更年期と産後うつをテーマに精神保健講習会を実施した。		ソ. 産後うつ対策として、母子保健事業において「相談先案内カード」による相談先の周知を図ったため、今後対象者の相談先の認識状況について調査・把握していく必要がある。 タ. 令和4年度以降、精神保健相談の利用実績は増え、そこから地域の相談支援に繋がるケースも増えている。引き続きニーズのある区民へ事業の利用を促していく必要がある。 チ. ゲートキーパー養成講座では、対象者に合わせた内容の検討等が必要である。	ソ. 産後うつや更年期のメンタルヘルスに関する講習会等、女性への支援を強化するとともに、関係機関と連携し「生きることの包括的な支援」を行い、自殺死亡率の減少を図る。 タ. 自殺予防対策として関係機関と連携しながら包括的な支援を実施していく。 チ. ゲートキーパー養成講座を通して、自殺の現状および対策に関する認識の共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながらゲートキーパーを計画的に育成していく。	

施策の方向性(3)在宅療養支援の推進

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①在宅医療・介護連携の推進 ●在宅医療・介護の連携支援窓口の運営 ●医療と介護の関係者の交流の場の提供 ●ICTを活用した医療・介護関係者の情報共有	ア. おとしより相談センターは、在宅療養相談窓口として医療機関や介護サービス事業者からの在宅療養に関する相談を受け付けた。 イ. 在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場である在宅療養支援研修場(7回)を開催した。 ウ. ICTを活用した多職種連携のための情報共有システムの利用を推進するため、規定整備し、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び介護事業所に周知するとともに区HPに掲載した。		ア. 医療機関と介護サービス事業者がスムーズに連携し、複数疾患を抱える在宅療養者等に必要なサービスが適時・適切に提供できるよう、在宅療養に関する知識向上やお互いの顔の見える関係づくりをさらに強化していく必要がある。 イ. 医療・介護関係者の情報共有の推進のためには、システムの利用事業所を増やしていくことにより利用の拡大が望まれる。	ア. 参加者アンケート等を踏まえ、関心の高いテーマや実務に役立つ研修内容を検討し、取り入れることで、医療機関と介護サービス事業者の在宅療養に関する知識を向上させていく。医療機関と介護サービス事業者の顔の見える関係づくりを促進していく。 イ. システムの利用及び活用状況を把握し、医療・介護関係者に対し研修や情報提供等を実施することにより情報共有の推進を図る。	○医療的ケア児専用保育室について職員のスキル向上に努めてもらいたい。
②在宅療養生活を支えるサービスの充実 ●在宅療養支援病床の確保 ●緊急ショートステイサービスの提供 ●区独自の在宅サービスの提供 ●「介護者教室・交流会」の開催	エ. 在宅療養者が自宅での生活を継続できるよう、緊急かつ一時的に入院できる病床を確保(利用実績延べ41人・514日)した。 オ. <u>家族等介護者の緊急時などに利用できる要介護高齢者向け緊急ショートステイサービスを提供し、家族等介護者を支援した。また、令和6年度より民間施設から身近な施設である区立特別養護老人ホームに委託施設を移行したことで、区民への利便性の向上を図った。</u> カ. 介護保険給付の種類を補うサービス(紙おむつの支給等)および家族等介護者を支援する事業(おとしより介護応援手当等)により、在宅介護生活の継続を支援した。 キ. 区立特別養護老人ホームでは、介護者教室・交流会(6回)を開催し、家族等介護者を支援した。		エ. 医療と介護を必要とする高齢者等の増加が見込まれるため、在宅療養者にとって最適な病床の確保等が必要である。 オ. 要介護高齢者向け緊急ショートステイサービスについて、ケアマネジャーの利用要件・利用方法などの理解度に個人差がある。カ. 介護者教室・交流会は参加者数が定員に達しないこともあるため、内容及び周知方法を改善する必要がある。	エ. 在宅療養者にとってより利用しやすい医療機関の病床を継続して確保する オ. 委託施設を移行したことによる利便性を含めて、要介護高齢者向け緊急ショートステイサービスについて、様々な機会にケアマネジャー等に周知をしていく。 カ. 介護者教室・交流会は、区SNS等を用いて幅広い周知に努めるとともに、参加者数増に向けて工夫していく。	
④医療的ケア児者の支援 ●医療的ケア児等支援連携部会の運営 ●医療的ケア児コーディネーターの配置 ●居宅訪問型保育事業、放課後等デイサービス事業 ●生活介護事業、在宅レスパイト事業 ●学校等に通う子どもへの医療的ケアの実施 ●医療的ケア児の受け入れ体制の拡充	ク. 医療的ケア児支援連携部会を開催(2回)するとともに、医療的ケア児コーディネーターによる区内在住の医療的ケア児の全数把握と情報共有を行った。 ケ. 重症心身障害児(医療的ケア児含む)対象とした放課後等デイサービス事業所に対し、補助を行った。 コ. 重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の居宅又は通学する特別支援学校に訪問看護師を派遣し、一定時間医療的ケアを代替するレスパイト事業を実施(27名)した。 サ. 福祉センターで行っている生活介護事業においては、都立東部療育センターとの医療連携により、専門医による巡回指導(4回)、医療的ケア者の体調不良時の対応等の指導を受けた。また、連絡会において聖路加国際病院及び都立東部療育センターの医師と緊急の受入時に必要な情報、対応の流れの共有を行った。 シ. <u>公立保育所における医療的ケア児の受け入れ体制の拡充のため、区立明石町保育園に医療的ケア児専用保育室を開設した。</u>	A	ク. 中央区における医療的ケア児コーディネーターの役割を明確にし、活用方法を検討する必要がある。 ケ. 利用者の体調に配慮しつつ、1日あたりより多くの利用者にサービスを提供できるよう利用調整を工夫し、利用希望に可能な限り添えるよう運営事業者へ働きかける。 コ. 介護者が必要とする時間数にばらつきがある。 サ. 医療的ケア者の受入れが増加している中で、支援スキルのさらなる向上が求められている。緊急時の対応を想定し安全に利用者を受け入れることができる体制づくりを固めていく必要がある。 シ. 医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児は今後一層の増加及び多様化が想定されるため、職員の知識や技術の向上に継続して取り組む必要がある。	ク. 東京都や他区の動きを注視しながら、医療的ケア児コーディネーターの情報を収集し、本区におけるコーディネーターの役割を明確にしていく。 ケ. 在宅支援等も取り入れた利用を継続していく。利用調整について、1日当たりの利用者上限に近づくよう実施するよう、運営事業者へ働きかける。 コ. 利用上限時間の拡大を検討する。 サ. 医療的ケアが必要な障害者が、安心して通所できるよう、これまでのノウハウを活かすとともに、聖路加国際病院や都立東部療育センターとの医療連携を維持し、専門医からの助言等を受けながら、安全で安定した事業実施に向けて適切な支援体制の整備に取り組んでいく。 シ. 医療的ケア児対応に係る研修について、知識の習得に加え、医療的ケアの実技の実践といった多様な内容とするなど、職員の研鑽に繋がる研修体系を構築していく。	
⑤難病・がん患者の支援 ●難病医療費助成制度、難病患者福祉手当 ●がん患者のウィッグ・胸部補整具購入費助成	ス. 難病医療費助成の申請受付、難病患者福祉手当の申請受付・支給(12,229件)、難病講習会(1回)を行った。また、難病対策地域協議会を設置して1回開催し、関係機関等との意見交換を行った。 セ. <u>外見の変化を伴うがん治療中の方の就労等の社会参加を支援するため、ウィッグや胸部補整具の購入費用の一部を助成した。</u>		ス. ウィッグ購入費等助成事業について、今後事業の周知を図る必要がある。	ス. 難病対策地域協議会の開催により、難病患者等に対する支援体制の課題を情報共有し、関係機関等との連携の緊密化を図る。 セ. 申請状況等を踏まえ、令和7年度から助成金額や対象品目等について拡充を図る。	
⑥在宅療養の普及・啓発 ●在宅療養支援シンポジウムの開催 ※③認知症施策の推進 については、基本施策2(3)④「ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大」に掲載	ソ. 在宅療養支援シンポジウムを開催し、在宅療養や人生会議(ACP)に関する普及啓発を行った。 タ. 新たにLoGoフォームによる申込受付を始め、申込の利便性の向上を図った。		ソ. 幅広い世代にアプローチできるよう周知方法を工夫する必要がある。 タ. 在宅療養を幅広い世代に知ってもらい、自宅で暮らし続けるための医療・介護・生活支援サービス等を自ら選択していく意識を高めてもらえるようにテーマや内容を選定していく必要がある。	ソ. 敬老大会等のイベントでの案内配布や区ホームページ掲載、SNSなどを通じて引き続き積極的な周知を図っていく。 タ. 関心の高いテーマを設定するなど内容の充実を図るとともに、自宅で暮らし続けるための医療・介護・生活支援サービス等や人生会議(ACP)の重要性を具体的にイメージできるように在宅療養者の事例等の紹介も盛り込んでいく。	

施策の方向性(4)生活支援サービスの充実

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備 ●生活支援コーディネーターの拡充(再掲) ●地域支えあいづくり協議体(区全域)・支えあいのまちづくり協議体(各地域)の活用	ア. 生活支援コーディネーターを第一層協議体(地域支えあいづくり協議体)に1名(地域福祉コーディネーターと兼務)、第二層協議体(支えあいのまちづくり協議体:京橋・日本橋・月島地域)に各1名の合計4名を配置した。 イ. 第一層協議体(地域支えあいづくり協議体)を2回開催し、各関係機関の意見交換の場を持つことができた。 ウ. 第二層協議体(支えあいのまちづくり協議体)を各地域4回ずつ開催し、地域課題について協議することができた。		ア. 生活支援・介護予防サービスを行うボランティア等の高齢化が進み、運営が厳しい地域活動団体がある。	ア. 地域活動団体の交流会を開催し、活動紹介や意見交換を行い団体間の協力体制を醸成する。また、元気高齢者をターゲットとして担い手やボランティアの発掘を行う。	○子ども食堂について、貧困等の支援に限らず、孤食防止としても孤独孤立対策としての役割も広まってほしい。 ○虹のサービスの高齢化による担い手不足について、新規担い手獲得に向けて、インセンティブ付与も検討いただきたい。
②地域福祉コーディネーター(CSW)による地域活動の支援 ●地域福祉コーディネーターの拡充 ●施設改修等の機会を捉えた地域活動拠点の整備(再掲) ●みんなの食堂などの地域活動の支援	エ. 区役所地下1階に、京橋地域の地域活動拠点「築地交流スペースツキチカ!」を開設し、区内3地域に地域活動拠点を整備した。 オ. 地域支えあいづくり協議体(区全域)を年2回開催し、関係者間の連携や地域課題の把握を実施した。また、支えあいのまちづくり協議体(各地域)は各地域とも年4回開催し地域課題の共有を行い、課題解決に向けて社会資源を周知するためのマップや広報紙の発行、スマホの相談会などを行った。 カ. みんなの食堂4団体へ活動費の助成を行った。また、活動場所や費用助成についての情報提供や広報等の支援を行った。		エ. 区内3地域に地域活動拠点を整備したが、特に令和6年度に開設したばかりの「築地交流スペースツキチカ!」で活動する団体がまだ少ないため、身近な地域で地域活動が行えるよう支援が必要である。 オ. 地域課題の解決に向けて各地域で徐々に具体的な取り組みが始まっているが、協議体間で連携を取りながら区全域に広げていくことが必要である。 カ. みんなの食堂を始めとした地域活動が継続していくためには、地域や関係機関等とのつながりを作っていく必要がある。	エ. 区内3地域の地域活動拠点の周知をより一層行っていくとともに、地域活動拠点を活用した活動立ち上げの支援や活動参加への支援等地域のつながり作りに取り組んでいく。 オ. 地域支えあいづくり協議体と支えあいのまちづくり協議体、支えあいのまちづくり協議体同士の間で情報共有等の連携を図りながら、地域課題解決に向けた具体的な取り組みを検討していく。 カ. 地域活動立ち上げにあたっては伴走支援を行い、地域の支援者や参加者とのつながりを支援していく。	
③多様な主体による生活支援サービスの充実 ●ファミリー・サポート・センター事業 ●虹のサービス ●暮らしの困りごとサポート	キ. ファミリー・サポート・センター事業は、委託先である中央区社会福祉協議会と協議を重ね、提供会員となるための登録時講習について、講習会の専用ページを新たに設け受講しやすくするための環境作りを進めたことなどにより提供会員の増加に繋げることができた。 ク. 虹のサービス協力会員については、登録がしやすいようそれぞれの地域に出向いての登録オリエンテーションを企画し、実施している。令和6年度末は前年度末に比べ、協力会員が4名増加した。 ケ. ファミリー・サポート・センター事業については、HPをリニューアルし、担い手拡大にかかるページの充実を図るとともに、地域住民に直接登録時講習会等の案内を年賀タウンやダイレクトメール便で送付するなどしている。令和6年度末は前年度末に比べ、提供会員が3名増加した。 コ. 暮らしの困りごとサポートについて、新規利用者は増加しているものの、継続利用者が減少したため、実績は前年の約6割(令和5年度113件→令和6年度67件)であった。	A	キ. 提供会員が増加したものの、依頼会員との差は大きくマッチングできない状況は依然として続いている。 ク. 高齢化等により、担い手は減少傾向にある。また、登録者の中でも、実際に活動に至っていない担い手も多い。両事業とも、依頼に対して担い手が不足している状態が慢性的に続いている。 コ. さらに新規利用者獲得のためにサービスを幅広く周知する。	キ. 提供会員確保に向け情報発信を行うとともに、提供会員に登録されているものの必ずしも活動に繋がっていない潜在会員を有効活用することで、依頼に対応できるような体制を整える。 ク. 新規担い手の獲得のため、区報やHP等の広報媒体を活用し、地域への情報発信を強化するとともに、地域に出向いてオリエンテーションを開催するなど、より受講しやすい環境を整備する。 ケ. 活動に至っていない会員については、ダイレクトメールの送付や講習・交流会への参加を促進することで、活動への参加意欲を高めてもらう。 コ. ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯の方に利用してもらえるように、引き続き、高齢者クラブや高齢者通いの場等においてサービスを紹介するほか、個別に送付する通知等にチラシを同封するなど、様々な機会を捉えて周知していく。	
④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化 ●地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携 ※⑤地域ケア会議の活用 については、基本施策1(1)③「包括的・継続的マネジメント支援の推進」に掲載	サ. 前年度に引き続き地域公益活動事業「おたよりでつなぐ”まごころプロジェクト”」を実施。新たな地域公益活動事業を検討していくために、「事業分野別説明会」を実施して参加法人の持つ強みを再確認した。		サ. 社会福祉法人連絡会を任意団体化し参加法人がそれぞれの強みを活かして自主的、自発的に活動していく形になったため、社会福祉法人連絡会としてどのような地域公益活動が行えるのかを検討していく必要がある。	サ. 社会福祉法人が地域公益活動を行なう意味を勉強会等を実施して改めて確認し、法人の連携により何ができるかを検討していく。	

施策の方向性(5)多様な住まい方の支援

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進 ●サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導	ア. サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導のため、広報誌に掲載しているほか、HPで募集を行った。 ・建設費助成0件(合計109戸) ・家賃減額費助成5件(48,953,000円)		ア. サービス付き高齢者向け住宅等の供給に関して相談が数件あったものの、土地・建物の確保が困難な本区の特性などの理由で具体的な計画には至らなかった。	ア. 広報誌、HPを活用し住宅を建設する民間事業者の募集を行っていくとともに、再開発の機会を捉え、供給誘導を進めていく。	○緊急通報システムについて、マンション管理組合向けにも周知案内するなど、より利用が広がってほしい。
②区民住宅の管理の適正化 ●区民住宅の管理	イ. 施設の維持補修のため、堀留町高齢者住宅大規模改修工事や京橋プラザ住宅外壁及び防水改修工事、築地あかつき住宅昇降機設備取替工事等を行った。 ウ. 借上住宅について、オーナー返還を契機とし空室の部分解約について契約に盛り込み、空室を段階的に返還した。		イ. 様々な区民住宅が、竣工から30年が経過しているため老朽化が進んでいる。	イ. 各区民住宅の老朽化の状況及び、住宅の状況に関する居住者からの問い合わせに耳を傾け、適切な改修を計画的に行う。	
③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援 ●住宅改修費の支給 ●住宅設備改善給付 ●緊急通報システム等専用機器の設置による支援	エ. 住宅改修費の支給件数208件、住宅設備改善給付件数10件、住宅設備改善アドバイザー派遣件数15件 アドバイザー派遣により、対象者それぞれの身体の機能や住環境にあった適切なサービス給付につなげることができた。 オ. 在宅の重度身体障害者等の日常生活の円滑化のため、住宅設備改善に要する費用を給付した。(給付実績4件) カ. 一人暮らしの重度身体障害者等に対し、急病や火災等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システム等専用機器を無料で貸与した。なお、ケースワーカーが、個別訪問時に必要な方に対して設置を案内した。 キ. ひとり暮らしの高齢者等が安全・安心な生活を続けることができるよう、緊急通報システムの設置(409台)を行った。		エ. 要介護・要支援認定者数は増えていくことが予想されるため、在宅生活を継続していくための必要な支援がもれなく届くよう、サービスを提供していく必要がある。 オ. 障害者向け住宅設備改善給付及び緊急通報システムについて、利用の促進に努める。	エ. 要介護・要支援認定者等が、在宅における日常生活を安心・安全に送ることができるよう、おとしより相談センターや介護支援専門員、事業者等に対し効果的な周知を行う。 オ. 障害者向け住宅設備改善給付及び緊急通報システムについて、必要な方が利用できるよう、区のお知らせ等を活用するほか、ケースワーカーが個別訪問した際にサービス利用の案内を行うなど事業の周知に努める。	
④住み替え支援 ●住み替え相談 ●住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進	ク. 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅については、令和6年度は新規の登録はなく、計17件の登録状況である。 ケ. 支援が必要な高齢者に対して高齢者住み替え相談を実施した。(相談件数28件)	B	ク. 民間賃貸住宅の需要が高い本区においては、本制度の利用を希望する事業者が発生しにくい状況が続いている。 ケ. 相談者の希望家賃と民間賃貸住宅の家賃相場に乖離がある等の理由で公共住宅の案内にとどまるケースが多く、住み替え支援制度の利用者も0名である。	ク. 促進に向けた周知活動を行っていくとともに、他区への住み替え相談があった場合でも、相談業務が機能するような体制を構築していく。 ケ. 「住宅確保要配慮者(低所得者・障害者・高齢者など)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の改正に伴い、居住支援協議会の設置等について、関係部署全体で協議していく。	
⑤生活困窮者の住まいの確保支援 ●住居確保給付金 ●一時生活支援事業	コ. 生活や住まいの確保等に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、住居確保給付金等の活用や支援機関へのつなぎ、情報提供等を行った。 サ. 住居確保給付金に関する相談及び支給を行った。(支給決定者数22人) シ. 住居を持たない方に対し、一定の期間宿泊場所の供与と食事の提供等を行う一時生活支援事業について、委託施設等を活用し対応した。(利用人数47人)		コ. 経済的な困窮のみならず、複合的な課題を抱えた方の相談が増加しており、本人の状況に応じた包括的な支援が必要である。	コ. 生活困窮者自立支援制度による支援のみならず、居住支援法人等関係機関との連携を強化しながら継続的かつ包括的な支援を行っていく。 サ. 「住宅確保要配慮者(低所得者・障害者・高齢者など)に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)」の改正に伴い、居住支援協議会の設置等について、関係部署全体で協議していく。	
⑥グループホーム等の整備 ●認知症高齢者グループホームの整備促進 ●障害特性に配慮したグループホームの整備	ス. 認知症高齢者グループホームの整備促進について、再開発等の施設整備検討の機会が得られず、整備には結びつかなかったものの、既存施設において、運営事業者と連携をとりながら建物・設備等の維持管理を適切に行い、安全かつ安定した施設運営を支援した。(5カ所81人) セ. <u>既存の知的障害者グループホームの移転改築にあわせて地域生活支援拠点の機能等を備えた複合施設「リヴェール月島」を整備した。竣工に向けては、機能やレイアウト等について、施工者や関係部署、既存施設の運営事業者及び選定した運営事業者と連携・協議を行った。竣工後、運営事業者が既存の知的障害者グループホーム入居者の引越しや新規入居者の募集を行い、施設を開設した。</u>		ス. 介護が必要となっても自宅で暮らしたいと考える高齢者が多数いる一方、介護施設への入所を希望する高齢者も一定数いることから、地域の人口動向や区民ニーズを見極めながら施設整備を検討する必要がある。 セ. 当該施設では、重度化への対応や医療的ケアが必要な方の受入れ、地域生活支援拠点としての機能の充実が求められている。こうしたニーズに対し、より質の高いサービスを提供できるよう運営事業者を支援していく必要がある。	ス. 在宅生活が困難となった一人暮らしの認知症高齢者等のセーフティネットとして、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、認知症高齢者グループホームの確保に向け、中長期的な視点で整備を推進していく。 セ. 区やレインボーハウス明石と当該施設で連携し、当該施設に配置されるコーディネーターを中心として、緊急時の受入れ対応等の地域生活支援拠点の機能を充実させる。	

施策の方向性(1)地域コミュニティの活性化

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①さまざまな主体による活動の推進 ●SNS等の活用による地域の情報発信、連携強化 ●地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成 ●分譲マンション管理組合交流会への支援 ●分譲マンション管理組合支援システム「すまいるコミュニティ」の運用	ア. 各町会・自治会の情報発信および連携を促進し、ネットワークづくりを支援するため、町会・自治会の活動状況などを発信する「中央区町会・自治会ネットX（旧Twitter）」を運用している。 イ. 町会・自治会による「手づくりイベント」や「盆おどり大会」の費用の一部を助成している。町会・自治会等が主体となって行う地域の「手づくりイベント」や「盆おどり大会」の開催を支援することで、多くの区民が地域でふれあい、交流する契機とすることができた。 ウ. 分譲マンション管理組合交流会を年3回開催した。 エ. マンション交流掲示板機能等のシステムを有する「すまいるコミュニティ」を運用し、新たに1件の加入があった。		ア. 町会・自治会によって、SNS等のデジタル活用に差があり、地域活動のデジタル化推進の支援等を検討していく必要がある。 イ. 地域手づくりイベント推進助成及び地域盆おどり大会助成において、近年の物価高騰により、町会・自治会等が「手づくりイベント」や「盆おどり大会」を実施する場合の経済的負担が増加している。 ウ. システムの総加入組合数は42組と少ない状況であり、近年低調な加入件数である。	ア. 町会・自治会に対して、SNS等の開設や運用方法についての講座を実施するなど、支援を実施していく。 イ. 地域手づくりイベント推進助成及び地域盆おどり大会助成において、令和7年度から助成限度額を20%増加させることにより、経済的負担軽減を図る。 ウ. 費用対効果を鑑み、今後の利用検討を行う。	○分譲マンション管理組合への働きかけとして、コミュニティ活性化の事業連動等を検討いただきたい。 ○高齢者のみならず、医療的ケア児や障害者など、様々な要援護者が地域に住んでいるため、災害時地域たすけあい名簿と個別支援計画の有効な活用方法について検討いただきたい。 ○災害時地域たすけあい名簿を活用した地域による安否確認体制の推進について、共同住宅での居住割合が高い中央区では、特にマンション管理組合へのより一層のPRが重要ではないかと思う。
②多世代交流の促進 ●大江戸まつり盆おどり大会の実施 ●雪まつりの実施 ●コミュニティふれあい銭湯の実施	オ. 中央区大江戸まつり盆おどり大会（来場者数：72,000人）、中央区雪まつり（来場者数：延べ21,000人）を開催したほか、コミュニティふれあい銭湯の開設（191回 入場者数：48,330人）により、区民間の交流を促進した。		オ. 今後もさらに多くの来場者が見込まれるため、来場者が安全に安心して楽しめるイベントとして運営していく必要がある。コミュニティふれあい銭湯はさらなる世代間交流や意識形成のため、他事業との連携や周知の拡大を図る必要がある。	オ. 来場者の安全確保を図り、各種の地域事業を通じて、区民が交流するきっかけづくりの場としてイベントを運営していく。世代間交流や意識形成をさらに促進するため、コミュニティふれあい銭湯を引き続き実施する。	
③地域活動拠点の整備 ●集会室や公開空地等住宅や住環境を活用したコミュニティ活動の場づくり支援	カ. コミュニティルームは、町会・自治会の自主管理のもと、町会・自治会や地域団体等の会合や行事などをはじめ、さまざまな目的・用途で活用された。 また、区民館全体の利用率は令和5年度を上回り、令和2年度以降回復傾向にある。		カ. 経年劣化等による維持補修費の抑制を図るため、計画的な修繕を行う必要がある。新たな区民施設の整備には、施設の用途に応じて、地域住民や企業などが主体的に施設の運営に参加できる仕組みが必要となる。	カ. 適切な維持管理を継続し、必要に応じた修繕等を行うことで、活発なコミュニティ活動を支援していく。地域主体の施設運営の実現に向け、地域住民・企業、管理者と意見交換を行っていく。	
④地域における防災・防犯活動の支援 ●防災拠点の整備・運営体制の充実 ●災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進 ●防犯設備整備費の助成	キ. 防災拠点訓練については、避難所開設・運営訓練等を22拠点で実施した。このうち15拠点では子どもから高齢者までの幅広い世代が参加しやすい多世代参加型訓練を、2拠点では学校授業の一環として中学生が地域住民と協力しながら行う訓練を、1拠点では防災拠点運営訓練に小学生が参加する訓練を実施し、訓練を通じたコミュニティの活性化を図った。 ク. 防災講演会では、能登半島地震の教訓を踏まえた自助の取組や地域コミュニティの重要性について地域住民、事業所等に対し普及啓発を図った。 ケ. 防犯設備整備費助成制度および共同住宅等生活安全（防犯）アドバイザー派遣等の事業を通して、防犯に対する意識と地域の防犯力の向上を図った。 サ. 防災区民組織に災害時地域たすけあい名簿を配布する際、活用方法を記したガイドブックを添付し、概要を説明した。 また、名簿の活用を促すため、6つの防災拠点において、拠点運営訓練に合わせ安否確認訓練のメニューを提案し、うち5つの拠点で訓練を実施した。 シ. 名簿のPRと活用促進を目的に、民生・児童委員、町会・自治会、マンション管理組合等を対象にワークショップを開催した。	B	キ. 訓練参加者が高齢化・固定化している中で、引き続き幅広い世代が参加しやすい訓練を通じて、新たな担い手の育成につなげていく必要がある。 ク. 今後は、在宅避難をより一層推進していくため、各家庭における自助の取組や地域コミュニティによる共助の重要性、在宅避難者を支援するための拠点の役割についてを積極的に周知していく必要がある。 ケ. 区政世論調査の防犯対策において「地域の防犯カメラや街路灯設置の推進」が、最も求められていた。引き続き、町会・自治会等の防犯カメラの新規設置や経年劣化による機器の更新に対して適切に支援する必要がある。 サ. 名簿について、地域での活用が促進されるよう、必要性と活用方法の周知をより図る必要がある。 シ. 安否確認訓練を提案しても、賛同を得られず実施に至らない防災拠点があった。	キ. 防災拠点訓練等への中学生参加について、防災拠点運営委員会や関係各所と調整を行いながら、対象学校の拡大や効果的な実施方法の検討を進めていく。災害時に地域が主体的に防災拠点の開設・運営等が行えるよう、初動対応に特化したマニュアルの整備とそれを活用した初動対応訓練の実施について検討していく。 ク. 区HP、防災マップアプリ、SNS等を活用し、防災拠点訓練の案内や平時からの防災の取組、災害時の避難行動等の普及・啓発を積極的に行っていく。 ケ. 町会・自治会等の自主的な防犯活動や防犯カメラ等の防犯設備の設置・更新等を継続的に支援し、地域力を活かした犯罪に強いまちづくりの推進を図っていく。 コ. 安全安心メールによる犯罪情報の配信や高齢者への自動通話録音機の無償貸与等を継続し区民の防犯意識向上と犯罪被害対策の促進を図る。 サ. 広く区民を対象としたワークショップを行い、たすけあい名簿の認知度を上げる。 シ. 町会・自治会単位で個別に訓練を行う場合でも支援できるように、対応に努める。他の拠点で実績を作ったのち、改めて提案し、各町会の意向に沿った活動ができるようにする。	
⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化 ●商店街と町会・自治会やNPO等が協力して実施するイベントの支援 ●商店街イベントを活用した住民の交流促進 ●地域スポーツクラブの活動支援	ス. 補助金の事業に女性活躍推進事業を追加し、既存の若手・女性支援事業と合わせて若手や女性の商店街活動への参加を促した。 セ. 地域スポーツクラブの活動支援として、区広報紙や区HPにクラブの活動に関する記事を掲載した。		ス. インバウンド需要等により、賑わいを取り戻している商店街がある一方で、以前のような賑わいが失われつつある商店街がある。また、高齢化や人手不足等により、活動の継続に困難が生じている商店街もある。	ス. 金銭面の補助だけでなく、運営方法等の助言を行い、団体間の連携体制の強化を図る。 セ. 若手・女性支援事業及び女性活躍推進事業を引き続き実施し、制度の周知を強化する。 ソ. 商店街のイベント等を通じて区民等が地域や商店街への理解を深める機会を増やすとともに、配送等の日常の買い物の場としての地域へのサービス強化を支援する。	

施策の方向性(2)地域の担い手や活動団体の育成・支援

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①地域の担い手の養成 ●地域コミュニティの担い手養成講座の開催 ●さわやか体操リーダーの育成 ●元気応援サポーターの育成 ●場づくり入門講座の開催	ア. 地域における顔の見えるつながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ担い手養成講座として、地域コミュニティ活性化講座（1回）、事前説明会（1回）、担い手養成塾（5回）、修了生フォローアップ（4回）を開催し、担い手養成塾修了者数の累計は、令和5年度の146人から、162人に増加した。	B	ア. 担い手養成塾は実施から10年目になり、養成塾修了生が着実に増えている中、修了生が実際に地域活動を行い、修了生同士が地域活動を実施する上で協力できる環境を支援するため、引き続き養成塾の開催とともにフォローアップを実施する必要がある。	ア. 修了生同士の交流の場の提供や協働ステーション中央の相談事業によるフォローアップの実施により、修了生とさまざまな団体との連携を支援し、町会・自治会活動をはじめ地域活動の広がりを促進していく。	○地域の担い手不足について、研修等を受けてやる気がある若者がいるのにうまくマッチングできないという課題があると感じるため、ロードマップ等が整っていると、担い手が増えると思う。
	イ. 高齢者が地域の身近な場所で継続して健康づくりに取り組むためのボランティアである、さわやか体操リーダー（登録者数32名）、元気応援サポーター（登録者数30名）の育成を行った。		イ. 令和2年度からさわやか体操リーダー及び元気応援サポーターの対象年齢を50歳以上から40歳以上に引き下げ、周知にも力を入れているが、育成講座受講者の申し込みが減少している。加えて、さわやか体操リーダーは、高齢化等に伴いボランティアを辞退する方も増えているほか、活動可能な回数が減少しており、さわやか体操リーダーによる体操教室の実施回数を減らすこととなった。	イ. 元気応援サポーターの育成講座を継続して行い、健康づくりの担い手を増やし、安定した健康づくりの場の提供を目指す。また、さわやか体操リーダーの育成については、講座の継続や体操教室のあり方について検討する。	○地域の担い手と介護予防・日常生活支援総合事業との連動を進めていただきたい。
	ウ. 場づくり入門講座を昨年度に引き続き夜間帯に実施したことで、現役世代を中心に27名が参加した。		ウ. 場づくり入門講座へ一定の参加があったが、身近な場所で地域住民が交流できる場が充実するまでには至っていない。	ウ. 場づくり入門講座を、身近な場所で区民が気軽に集まり定期的に活動できる交流の場の立ち上げにつながる実践的な講座になるよう内容等を見直していく。	○場づくり入門講座やボランティア講座事業、元気応援サポーター事業等に関して、健康アプリとの連動による、地域活動へのインセンティブを検討していただきたい。
②さまざまな主体との協働の推進 ●協働事業の実施 ●協働推進会議の開催	エ. 協働事業（令和5年度採択事業）1事業を実施した。 オ. 協働推進会議委員を委嘱・任命した（計9名）。 カ. 協働推進会議を開催（年5回）し、今後の協働推進の方向性等について検討を行った。		エ. 庁内の協働に対する理解・認識等を深める必要がある。	エ. 庁内の協働に対する理解・認識等を深めるため、職員研修等の機会を捉えて周知を図っていく。	
③ボランティア活動の支援 ●ボランティア・区民活動センターにおけるボランティア活動の相談、登録、活動紹介・調整、ボランティアの育成、学校等での福祉体験学習の実施 ●地域見守り活動支援事業（あんしん協力員）	キ. ボランティア・区民活動センター ・登録ボランティア数：個人78人、団体47団体（1,033人） ・ボランティア活動の相談・紹介：随時 ・夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」：59活動、活動延人数371人 ・福祉体験講座：55講座、参加者延3,344人	B	キ. イナっこ教室や福祉体験講座等のボランティアの入口となる体験の参加者数は増加しているが、登録ボランティア数やコーディネート数は横ばいとなっている。	キ. ボランティアの体験から実際のボランティア活動につながる仕組みづくりを登録ボランティア団体等の区内の活動団体と連携しながら検討していく。	
	ク. 地域見守り活動団体22団体に活動費を助成し、一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯を対象にした見守り活動を進めた。 ケ. 各イベントにおいて、地域見守り活動団体募集のチラシ配布等を行い事業をPRした。 コ. 見守り協定締結事業者も参加の上、地域見守り活動団体の交流会を開催し、活動の参考になるよう意見交換を行った。		ク. 地域見守り活動団体が減少傾向にある。見守りを行うボランティア（あんしん協力員）の高齢化が主な要因だが、地域活動を行う世代が現役を退いたシニア層が中心になりがちな現状では、担い手を確保してもいずれ同様のことが起こり、継続が難しい。	ク. 引き続き地域見守り活動団体を拡大するためのPRを行う一方、団体の活動に関わらず高齢者が孤立しない手法を検討する。	
	サ. 区と協働ステーション中央が連携・協働し、協働ステーション中央の認知度向上に向けた取り組みを行った。		サ. 協働ステーション中央の認知度は確実に向上しているものの、十全とまで言えないことから、更なる認知度向上に向け取り組んでいく必要がある。	サ. 区と協働ステーション中央の連携・協働を強化し、認知度向上の更なる推進を図る。	
④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援 ●協働ステーション中央の運営 ●ふるさと中央区応援寄附を活用した地域貢献活動団体等への支援	シ. 令和6年度審査会において新たに3団体を支援金交付対象団体に認定。支援金交付対象団体の数は全体で31団体となった。ポータルサイト「ふるさとチョイス」の利用から2年半経ち、団体に対する寄付総額のうち、約63%がポータルサイトを利用しており、増加傾向にあることから、寄附者の利便性は向上していると考えられる。		シ. ガバメントクラウドファンディングは区の課題解決に向けた事業に対する寄附であることから、まずは区が区事業に対しての課題を決め、寄附による財源調達を要するか判断する必要がある。一部の団体を指定して寄附を募ることは、現行の団体応援寄附における公平性に影響が生じる可能性があることから、ガバメントクラウドファンディングの導入に際しては、団体応援寄附の制度自体を見直す必要がある。	シ. 課題として元々知名度の高い団体に寄附が偏る傾向がある。各団体の公平性は保ちつつも、知名度の低い団体の活動も効果的にPRできるよう工夫する必要がある。	
※⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援については、基本施策1(4)②「地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援」に掲載					

施策の方向性(3)重層的見守りネットワークの充実

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①民生・児童委員の活動支援 ●民生・児童委員による相談・援助・調査活動への支援 ●協議会の定期開催 ●研修および施設見学の実施 ●区民向け広報活動の充実	ア. 民生・児童委員協議会を年9回開催したほか、相談支援機関との連絡会、職務研修会、施設見学会を開催し、民生・児童委員の資質向上を図った。また、区長1日民生委員・児童委員を実施するなど、活動の周知を図った。		ア. 令和7年度に一斉改選が控える中、定年や高齢化等から、後任候補者の擁立が困難となり民生・児童委員のなり手減少の一因となっている。晴海地区においては新規住民等が増えており、地域の実情に精通した方が少ないことや選任要件を満たす委員の選出が難航しており欠員が多くなっている。また、委員の負担軽減のために、モバイルPCの代替策、協議会の開催回数や開催方法について検討する必要がある。	ア. 町会・自治会と連携を図りながら新任委員のなり手確保に努めるとともに、大規模マンションや再開発地域の自治会に向けて、活動に対する理解向上に努めることで候補者の推薦を円滑に行えるようにする。さらに、民生・児童委員の新たな担い手確保につなげるため、活動強化週間の取り組みの中でパネル展を開催するなど、区民に向けた民生・児童委員の広報活動を推進していく。協議会については、アーカイブ配信など必要な情報を提供できるよう対策を整えていく。	○ささえあいサポーターについては、サポーター間の交流や出番づくりを引き続き実施していただきたい。 ○小中学生向けの認知症サポーター養成講座については、学校教育との連携を進め、より多くのサポーターが誕生することを願う。
②青少年の健全育成支援、家庭教育支援 ●青少年対策地区委員会の活動支援 ●中央区地域家庭教育推進協議会 ●PTA等地域団体との共催による家庭教育学習会の開催	イ. 青少年対策地区委員会への補助金の交付及び費用助成（運営費、バス借上げ費等）、2～3月に青少年対策地区委員会研修会（2日間実施）、2月に青少年対策地区委員会実務担当者会（1回実施）を実施した。 ウ. 中央区地域家庭教育推進協議会を年6回、参加希望の団体等に向けた企画募集説明会、家庭教育講演会（協議会・PTA連合会共催）、学習会を実施した団体等の報告・交流会を開催。 エ. 家庭教育学習会を幼稚園、小・中学校PTAとの共催12回、その他の団体との共催53回、幼稚園・学校との共催（新入園・入学準備期）2回、協議会主催8回の計75回開催した。		イ. 社会環境の変化に伴い、研修内容や難易度等について、地区委員のニーズが多様化している。 ウ. 学習会は、参加が難しい家庭や、地域との関係が希薄で子育てに不安や負担を感じている保護者等に対して参加を促す必要がある。 エ. 父親の参加者数は、増加傾向にあるものの、母親と比較するとまだ少ないため、父親の参加を促していく必要がある。 オ. 令和5年10月からの貸切りバス事業に係る公示運賃などの見直しに伴い、バス借上げ費等助成の上限を超えるケースが見受けられた。	イ. 地区委員の要望やニーズを捉え、研修内容を決定していく。 ウ. 講座内容によってはオンライン開催で好評を得たものもあるため、引き続きオンラインによる開催の拡大を図る。 エ. 父親が得意分野を活かした「おやじの出番！」等子育てに関わる契機となるような家庭教育学習会の提供を進めていく。 オ. 令和6年度は臨時的に物価高騰緊急支援事業補助金を実施し、バス借上げ費助成に上乘せを行った。今後も各地区の公平性を保ちながら、社会情勢に合ったきめ細やかな支援を行っていく。	
③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進 ●ふれあい福祉委員会への支援	カ. ふれあい福祉委員会について、新たに日本橋地域に1委員会が設置された。また、各委員会が実施する見守りやつながり作りの活動に対して助成を行った。		カ. 委員会数は増加したが、活動を担う委員の高齢化及び減少している団体も多く見られるため活動を継続していくための支援が必要である。	カ. 新たな担い手の掘り起こしや委員会の立ち上げのために、現在活動している委員会の活動の周知を行っていく。	
④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の拡大 ●ささえあいサポーター養成講座 ●認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座 ●認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援 ●認知症に関する普及啓発および相談体制の充実	キ. ささえあいサポーター養成講座を区内3地域で開催し、18人が参加した。 ク. <u>認知症サポーター養成講座は、おとしより相談センターから講師を派遣して実施した。区内在住・在勤者以外に、子ども向けの講座を児童館等で実施するとともに、令和6年度は小中学校に講座の開催を案内し、小学校3校が実施した。</u> ケ. 認知症サポーターステップアップ講座及び区民で認知症サポーター養成講座の講師としての資格を持つキャラバン・メイトの交流会を実施した。 コ. 認知症カフェは、認知症カフェを立上げ、または拡充する団体に対し、運営費の一部の補助等の支援を行った。 サ. パンフレット等の配布や区HPへの掲載により普及啓発を行い、認知症サポート電話やおとしより相談センターが認知症に関する相談を受け付けた。	B	キ. 新たな層の参加を促すため夜間帯にも開催したが参加者数は減少となったため、より多くの地域住民に参加してもらえる形や内容での実施が必要である。 ク. 令和6年度から小中学校へ認知症サポーター養成講座を案内しているが、新しい試みのため実施校は3校であり、さらなる周知により認知症サポーターの養成を進めていく必要がある。 ケ. 認知症サポーター養成講座について、講座回数の増加により講師となるおとしより相談センター職員が増えているため、区民で認知症サポーター養成講座の講師としての資格を持つキャラバン・メイトが主体となった講座の実施が必要である。 コ. 認知症カフェは、新規の立ち上げがなく、居住エリアによって実施状況に差がある。 サ. 本人・家族が気軽に地域で相談できるよう、認知症サポート電話や相談機関等の周知方法を工夫する必要がある。	キ. 勝どきデイルーム等の地域活動拠点での開催だけでなく晴海地域など新しい住民が増加している地域での開催を検討していく。 ク. 令和6年度に小学校で実施した認知症サポーター養成講座の内容や講座開催中の児童の様子を教育委員会や区内小中学校へ周知することにより、認知症サポーター養成講座の開催を促す。また、実施状況を認知症地域支援推進員等と共有し、小中学生が興味を持って主体的に参加できるよう講座の内容を工夫する。 ケ. 認知症サポーター養成講座について、おとしより相談センター職員以外の講師として区民のキャラバン・メイトによる講座の拡大を図るとともに、キャラバン・メイト同士の交流会を行う。 コ. 認知症カフェ運営補助金の周知を行い、新規団体の立ち上げを支援するとともに、安定した運営ができるよう支援していく。 サ. 高齢者の相談窓口やおとしより相談センターが実施する講座等で、認知症啓発パンフレットを配布するとともに、区HP掲載、SNS、認知症月間等の機会での積極的な周知を行う。また、今後も認知症地域支援推進員と認知症サポート電話担当者間の連絡会を開催し、相談内容や対応方法の情報共有を行う。	
⑤民間事業者等による見守り体制の推進 ●協定締結事業者による見守り活動 ※⑥地域の支援者のネットワーク化 については、基本施策1(4)①「生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備」に掲載）	シ. 「高齢者の見守り活動に関する協定」を締結している30事業者が、高齢者の異変に迅速に対応できるよう、通常業務に支障がない範囲内で地域の見守りを行った。また、協定締結事業者の連絡会を開催し、活動の参考になるよう意見交換を行った。		シ. 協定が有効なものになるよう関係部署と連携強化を図り、事業所から連絡があった際には、担当者が迅速かつ確に対応できるよう準備しておく必要がある。	シ. 協定締結に関し、区のおしらせ及びHPに引き続き掲載するほか、事業者向けにPRするチラシを作成し、配布することで、協定締結事業者の拡大を図る。	

施策の方向性(4)心のバリアフリーの推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①福祉教育の推進 ●障害者サポートマニュアルの配布 ●出前講座・福祉体験講座 ●発達障害に対する理解の促進 ●区職員研修 ●小中学校における障害者理解に関わる教育	ア. 福祉センターでは、区立中学校の職場体験学習における生徒受け入れを通じて、子どもの頃から障害者と接し介助等を体験することで、障害と障害者に対する理解の促進を図る機会の提供を行った。 区立小中学校に、障害の特性や支援するための方法などを記載した「中央区障害者サポートマニュアル」を配布した。 イ. 区職員向けに福祉体験研修、障害者差別解消法対応研修を実施した。 ウ. 福祉体験講座（ボランティアや福祉に関心のある学校、企業、団体などに出向き、車いす体験や点字体験等の講座を開催） 55講座、参加者延3,344人 エ. 発達障害に対する理解の促進のため、HPへの掲載や、区内幼稚園、小中学校、保育園にリーフレットやポスターを配布し、講演会（42名受講）、保育士を対象とした講習会（35名受講）を実施した。		ア. 今後も直接障害のある方と関わり充実した体験になるよう体験の場を様々に工夫し取り組んで行くことが求められる。また、感染症のため控えていた保育園との交流も順次再開をしていく必要がある。 イ. 社会環境等の変化を踏まえ、必要に応じて周知方法や内容、受講対象者を見直す必要がある。 ウ. 講座を担うボランティアについては、地域の関係機関等とも連携しながら担い手を要請していく必要がある。	ア. 職場体験学習や保育園園児との交流会の機会を積極的に提供し、障害と障害のある方の理解と障害の有無にかかわらず安心して快適に暮らせる地域社会の実現へ向けた意識の醸成につなげていく。 イ. 心のバリアフリーや障害者理解促進に関する国や都の動向、社会環境等の変化を注視する。 ウ. 地域住民に福祉体験講座の担い手になってもらえるよう養成講座を実施するとともに、関係機関と連携して講座を実施する等についても検討していく。 エ. より広く発達障害に対する理解の促進を図るため、講演会・講習会のテーマをニーズに即した内容となるよう柔軟に設定する。	○8050問題等への対応を見据え、介護や医療の現場のスタッフが基幹相談支援センターと連携をとれるよう、更なる活動の周知していただきたい。事業が連動してこそ重層的支援体制と思い、垣根を越えた取り組みを願う。
②障害者等の参加・交流機会の充実 ●障害者福祉団体の活動支援 ●健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進 ●障害者スポーツ体験会、ポッチャ交流会、障害者スポーツ・レクリエーション教室の実施	オ. 障害者福祉団体の活動支援として、各団体へ運営費の一部を補助するとともに、バス借上費を助成した。（実績8件） また、近年の物価高騰を踏まえ団体バス借上げ費助成の上限金額を引き上げ、団体活動支援を充実させた。 カ. 「健康福祉まつり2024」を開催し、来場者に通所者の作品展示等の活動内容のPRを行った。 ・来場者 3,900人 ・参加団体 67団体 キ. 障害者スポーツ体験会（2回）、障害者ポッチャ交流会、障害児・障害者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室（15回）を実施した。	B	オ. 近年の物価高騰を考慮し、団体が円滑に活動できるような支援を考えていく必要がある。 カ. 地域で生活する障害者、高齢者、児童、ボランティア等すべての人々がふれあい、交流することで、相互の理解と親睦を深め、福祉と健康のまちを目指す契機となるよう取り組む必要がある。 キ. 体験会及び交流会は、年々参加者数が減ってきている。 教室は、認知度が低く、参加者数が毎回定員割れしている。	オ. 様々な団体活動を行うことができるよう、引き続き障害者福祉団体への支援を行っていく。また、健康づくりや生きがいづくりへの主体的かつ持続的取組を推進するとともに日常生活等の利便性の向上を図っていく。 カ. 実行委員会の委員の自主的な取り組みを支援するとともに関係機関と協力しながら、イメージキャラクター「フクミン」の効果的な活用や、視聴覚ホール・屋外ステージでの手話通訳者や要約筆記者の配置など「出会いとふれあいと感動と」のテーマに沿った地域共生社会につながるイベントとなるよう企画運営していく。 キ. 周知期間の見直し、チラシのリニューアル等を通して、参加者を増やす工夫をしていく。	
③多様性を認め合うまちづくりの推進 ●ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ●障害者差別解消法リーフレットの配布	ク. ヘルプマーク・ヘルプカードを窓口で配布しポスター掲示するほか、障害者差別解消法リーフレットを窓口、健康福祉まつり、障害者差別解消法対応研修などで配布した。 ケ. 障害者週間に合わせ、区のおしらせに障害への理解を促す記事の掲載及びパネル展示を行った。 コ. 基幹相談支援センターでは、障害や障害者理解のための区民向け啓発講座を毎年実施し、「障害者差別解消法と働く人の合理的配慮について」をテーマとして講演会を開催した。地域活動支援センター「ポケット中央」では、障害者週間公開講座として、「地域で暮らす生活力～親亡き後を見据えて～」をテーマに動画配信、オンデマンド視聴を開催した。		ク. ヘルプマーク・ヘルプカードについて、広く区民に周知を図る必要がある。 ケ. 障害と障害者に対する区民の理解がさらに深まるよう、引き続き啓発活動に取り組む必要がある。障害者理解のための啓発講座等については、毎年参加の顔ぶれが固定してきている印象もあることから、初心者向けの講座内容を検討するなど、これまで障害や障害者に対して比較的関心の薄い区民にも理解を深めていく工夫や見直しを行うことも必要である。	ク. ヘルプマーク・ヘルプカードについて、区のお知らせや区HPのほか障害者週間等の機会を通じて周知を図る。 ケ. ヘルプマークのポスター掲示や障害者差別解消法リーフレットの配付等を継続し、障害と障害者に対する区民の理解が深まるよう努めていく。	
④多文化共生の意識醸成 ●国際交流のつどい、国際交流サロンの開催	サ. 区内在住・在勤の外国人と日本人が日本の文化等の体験を通じて交流できる国際交流のつどい(参加者数516人)や国際交流サロン（11回）を開催した。		サ. 参加者増とイベント内容の拡大に伴うスペースの確保が困難になってきているため、会場のレイアウトなどを工夫する必要がある。	サ. 会場の利用を工夫し、ボランティア、参加者の拡充及びイベント内容の充実を図る。	
⑤男女共同参画の推進 ●男女共同参画の意識啓発 ●男女共同参画に関する情報提供	シ. 男女共同参画講座等の開催（40回、延べ790人）や男女共同参画ニュース「Bouquet」を2回発行し、男女共同参画の意識啓発を図った。		シ. 講座等について、参加意欲を喚起するテーマ設定や対象に応じて柔軟にオンライン参加を可能とするなど検討する必要がある。また、男女共同参画ニュースの内容やデザインを工夫する必要がある。	シ. 時代や受講者のニーズに合わせた企画を行うほか、対象者や内容によってオンライン講座を実施する。また、男女共同参画ニュースの特集企画にあたり、事業協力スタッフなど区民の意見を参考にしていく。	

施策の方向性(1)地域保健医療体制の整備

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①かかりつけ医等の普及 ●「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の紹介（医療相談窓口相談受付件数：371件）、かかりつけ医MAPの配布（3,300部）を実施した。 ●医療相談窓口の設置	ア. 医療相談窓口における電話での相談対応により、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の紹介（医療相談窓口相談受付件数：371件）、かかりつけ医MAPの配布（3,300部）を実施した。		ア. コロナ禍を経て、相談者自身が体調の変化や不調について早期に把握しようとする意識が高くなり、相談件数の増加に繋がったと考えられる。医療相談の需要が高まっていることから更なる普及を目指し、区民へ周知する必要がある。	ア. 「かかりつけ医」等を持つことは、良好な健康状態を維持するうえでメリットがあるため、引き続き医療相談窓口、マップ等を活用し、「かかりつけ医」等をもってもらうよう周知していく。	○災害時の対応について、中央区介護保険サービス事業者連絡協議会への加盟事業所の増加への取り組みは今後も続けていただきたい。
②緊急医療体制の確保 ●休日応急診療所、休日応急歯科診療所、休日応急薬局の開設 ●平日準夜間小児初期救急診療事業	イ. 休日応急診療所、休日応急歯科診療所、休日応急薬局の開設に加え、平日準夜間小児初期救急診療事業（診療日数243日、受診者数1,422人）を実施している。		イ. 中央区休日応急診療所等が設置されている佃区民館等複合施設は竣工から39年、日本橋休日応急診療所等が設置されている久松町区民館等複合施設は竣工から30年が経過し、どちらの施設も老朽化が進んでいる。建物設備、照明灯具、建具などに不具合が生じ、修理することが多くなっていることから、計画的に修繕を行う必要がある。	イ. 休日等の急病患者や平日準夜間における小児初期救急については、今後も地区医師会や医療機関の協力を得ながら、引き続き区民の生命と健康を守るため、受診環境を確保していく。また、休日応急診療所等が設置されている施設については、中央区公共施設個別施設計画に基づき、令和8年度以降大規模改修があるため、今後も引き続き計画的な修繕を実施していく。	
③災害時の応急救護体制の整備 ●応急救護連携会議の開催 ●多職種による医療救護訓練の実施	ウ. 応急救護連携会議の開催（4回）、緊急医療救護所資器材取扱講習会（1回）、緊急医療救護所設置訓練（1回）を実施した。		ウ. 各医療団体事務局を拠点とした情報収集・伝達体制を維持するため、情報通信機器を使用できるよう停電対策を講じる必要がある。 エ. 医療救護活動従事スタッフの登録がない防災拠点が7カ所あることから引き続き募集し、全防災拠点への登録を進める必要があるとともに医療救護活動訓練への参加を促し関係団体との連携を深める必要がある。	ウ. 応急救護連携会議において、医療救護活動拠点を中心とした医療に関する情報収集・伝達、緊急医療救護所の連携等についてより詳細に検討し強化を図るとともに、聖路加国際病院や医師会等との各種避難所設置・運営訓練を継続的に実施し災害時に円滑な医療救護活動が行えるよう備える。	
④福祉避難所の体制整備 ●区立特別養護老人ホーム等との福祉避難所の開設に係る協定の締結 ●福祉避難所運営に関する生活相談員との連携	オ. 築地社会教育会館において福祉避難所の開設運営訓練を実施し、開設準備、避難者受け入れ、避難所運営のシミュレーションを行った。訓練の様子を協定締結事業者である指定管理者や生活相談員に見学してもらった。 カ. 福祉避難所開設運営に関わる関係各課と検討会を開催し、各課の取組状況の共有や今後の訓練の内容等についての検討を行った。 キ. 防災拠点から福祉避難所へ避難者を移送する流れ及びスクリーニングの基準について関係部署と検討を進めた。 ク. 障害者福祉避難所マニュアルについて、障害者（児）受入れにおける配慮等を加えた最新版を完成させた。	A	オ. 職員だけでなく、各施設の指定管理者（協定締結事業者）も福祉避難所の開設準備に対応できるよう、段取りについて共有する必要がある。 カ. 防災拠点から福祉避難所へ避難者を移送する流れを避難所運営に携わる職員に認知してもらう必要がある。 キ. 福祉センターは区内唯一の障害者向け福祉避難所となるため、身体障害、知的障害、精神障害等のさまざまな障害の特性を踏まえ、避難生活に対応できる設備環境を整えておく必要がある。なお、福祉センター利用者については、日頃から避難方法を確認し訓練を実施し、防災意識の向上に努めている。	オ. 引き続き開設運営訓練を通して、職員、指定管理者、生活相談員と連携し、開設・運営についての理解を深めるとともに、職員が発災時に円滑な行動ができるよう努める。また、発災時から開設運営の流れを共有するため、各指定管理者との連絡会を行う。 カ. 障害者福祉避難所開設マニュアルを整備し、研修を通じて発災時に迅速な対応ができるよう取り組む。今年11月には令和7年度福祉避難所開設運営訓練の会場となっているため、より実践的な訓練となるよう計画を立てていく。 キ. 防災拠点から福祉避難所への避難者移送の流れを避難所運営に携わる職員に認識してもらうため、福祉避難所運営マニュアルへ手順を記載し説明の機会を設ける。なお、令和7年度は災害時における帰宅困難者対策として、初めて福祉センターにおいて防災宿泊訓練を実施する予定である。	
⑤災害時要配慮者への支援 ●災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定の締結 ●災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進（再掲） ●「個別避難計画」の作成	ケ. 中央区介護保険サービス事業者連絡協議会に加盟する事業所から管轄エリアのおとしより相談センターへ事業所の被害状況等を報告する訓練を実施するとともに、訪問系事業所においては、要介護高齢者の安否確認結果についての報告訓練も併せて実施し、43事業所の参加があった。 コ. <u>災害時地域たすけあい名簿の外部提供同意者全員（令和5年度に個別避難計画の作成案内を送付した者を除く。）を対象に、個別避難計画の作成案内及び調査票を送付した結果、約55%の対象者から返信があり、同計画の作成につながった。</u> サ. 「福祉センター管理施設福祉避難所開設運営マニュアル」の大幅改訂を行うとともに、 <u>備蓄倉庫の物品確認・整理し、福祉避難所として関わる運営方法等を確認した。</u>		ケ. 訓練参加事業所が協議会加盟事業所全体の3割弱にとどまっており、災害時における要配慮者への支援を適切に行うためには、より多くの介護保険サービス事業所の本訓練への参加が求められる。また、協議会に加盟していない事業所もあるため、協議会への加盟事業所も増やしていく必要がある。 コ. 個別避難計画について、案内に対し返信のない者の作成意向を確認する必要がある。 サ. 個別避難計画の作成への協力を促進するために、関係機関への周知、協力、働きかけが必要である。	ケ. より実効性が高められる内容の訓練や事業所が策定しているBCPに沿った内容の訓練などの実施を検討していくとともに、今後さまざまな機会をとらえ、中央区介護保険サービス事業者連絡協議会への加盟と本訓練への参加を促していく。 コ. 災害時たすけあい名簿の新規の外部提供同意者に作成勧奨を行い、作成を進める。また、今後、返信がなく作成意向を確認できていない対象者に改めて案内するとともに、外部提供不同意者に対しても作成勧奨を行い、作成者の拡大を図る。 サ. 改訂したマニュアルを周知し、区が実施する「福祉避難所開設運営訓練」への職員の参加やマニュアルに即した「障害者向け福祉避難所開設運営を想定した訓練」において職員の習熟度を図っていく。	

施策の方向性(2)健康危機管理対策の推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①感染症対策の推進 ●かんたん予防接種スケジュールによる情報提供 ●先天性風しん症候群対策 ●「中央区新型コロナウイルス等対策行動計画」や「中央区感染症予防計画」に基づく、保健所における人員体制の確保やデジタル技術の活用促進、人材育成等による体制強化	ア. 乳幼児の保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、予防接種スケジュールの自動生成、接種時期を通知するメール配信、地域別の接種医療機関の検索などのサービスを提供した。 イ. MR、BCGの未接種者に毎月勸奨はがきを送付し、接種の周知を図った。また、MR2期末接種者へも勸奨はがきを送付し接種忘れ防止を図った。BCGの未接種者への毎月の勸奨はがきについては、接種期限までの期間を鑑み、従来の1か月前から2か月前に変更した。 ウ. 新型コロナウイルス等対策行動計画及び感染症予防計画に基づき、感染症危機管理に対応する訓練として保健所職員を対象に個人防護具着脱訓練を実施し、有事における対応体制の強化を図った。		ア. 国、東京都、23区、区内両医師会と連携をとり予防接種業務を円滑に行っていく。 イ. 乳幼児健診等の機会を捉えた接種勧奨を実施していく。 ウ. 先天性風しん症候群対策事業（風しん抗体検査及び予防接種費用助成）の対象者拡大について、区民や区内医療機関から要望を受けているため、事業変更について検討する必要がある。 エ. 新たな感染症の発生時に備え、平時から東京都や感染症指定医療機関、関係機関との連携体制の構築や、資機材の整備、区の職員に対する研修および訓練の実施を今後も継続的に行う必要がある。	ア. 区のお知らせやHP等を活用し、予防接種や予防接種スケジュールの周知を図ること で接種勧奨を行い、接種率を向上させる。 イ. 国、東京都からの情報を把握し、区内両医師会と連携をとり予防接種事業の協力を図っていく。 ウ. 令和7年度から先天性風しん症候群対策事業（風しん抗体検査及び予防接種費用助成）については対象者の拡大を実施する。 エ. 東京都が設置する「東京都感染症対策連携協議会」や、医療機関が開催するカンファレンス等に引き続き区も参画し、平時からの連携体制を確保するとともに、区の職員に対する訓練の実施や、区内施設職員に対する胃腸炎対策講習会の実施などを通じ、体制の強化を図っていく。	○殺鼠対策について、集合住宅は町会との連携が無いと殺鼠対策を講じることが難しく、より柔軟な対応を求めたい。
②衛生的な環境の確保 ●環境衛生関係施設の監視指導 ●特定建築物の監視指導 ●小規模給水施設の指導 ●ねずみ・衛生害虫の防除	オ. 環境衛生関係施設について、監視指導を行い、環境衛生水準の維持向上、法令順守の徹底に努めた。特に、レジオネラ症の発生防止対策として、循環式浴槽を使用している公衆浴場施設および温水プール施設に対して理化学検査を実施し、衛生管理の徹底を図った。 カ. 特定建築物について、貯水槽を保有する全ての施設を対象に水質検査結果書等給水設備の維持管理状況報告の提出を求め、給水設備の衛生管理の徹底を図った。 キ. 小規模給水施設の設置者に対して、水質や給水施設についての衛生管理意識を喚起するため、“出張採水サービス”による「勸奨水質検査事業」を実施し、水道汚染事故の未然防止に努めた。衛生管理等の周知は、「勸奨水質検査事業」案内に同刷し、施設に配布した。 ク. 委託業者により、4月～10月に蚊の駆除作業、11月～3月にねずみの駆除作業を行った。 ケ. ねずみ対策を普及・啓発する取組としてリーフレット「ねずみ対策のPOINT」の窓口配布や町会等への送付を行った。 コ. 捕そ器の設置に加え、新たに区内7カ所に36箱の毒餌ボックスを設置して駆除方法の見直しを行った。 サ. <u>地域ねずみ防除促進事業は、地域の負担を軽減し、より効果的な取組を促進するため、これまで1回限りで時限的だった補助を令和6年度から継続化するとともに、専門業者を派遣してコンサルティング支援を行う取組を追加し、制度の充実を図った。同事業による補助金は72団体、11,733,000円の実績となった。</u>	A	オ. 環境衛生関係施設は、許可（確認）後に更新手続きを要しないため、引き続き監視指導を計画的に継続しながら、法令順守を徹底させることが必要である。 カ. 違法民泊（旅館業法無許可施設）への苦情・相談件数が増加しているため、引き続き無許可での営業が疑われる施設に関する情報を注視し調査対応する必要がある。 キ. 水質検査及び貯水槽の清掃を毎年実施していない等、給水設備の衛生管理について必ずしも十分に理解していない施設が散見される。 ケ. ねずみの防除については、捕そ器に加えて毒餌ボックスの設置を行ったが、毒餌ボックスの設置場所によって喫食状況に差が生じている。 コ. ねずみ防除は継続した実施により効果が得られるものであり、補助金交付済みの団体も多くが取組を継続する意向があることから、引き続き地域のねずみ防除を支援していく必要がある。 サ. 補助対象外となっているマンションの管理組合等に対する補助の要望が出ていることや、集合住宅居住率が極めて高い本区の状況を踏まえ、地域ねずみ防除促進事業における対象について検討する必要がある。	オ. 宿泊需要が増加している旅館の監視指導を引き続き強化するとともに、理容所等においても監視指導を計画的に実施し、環境衛生水準の維持確保および利用者の健康被害発生の未然防止を図る。 カ. 旅館業法無許可営業が疑われる施設に対しては、管理組合等と協力・連携を取り現場調査等を実施し、営業者に対する旅館業法遵守の指導を徹底する。また、必要に応じて警察署に協力依頼し、現場調査等を実施する。 キ. 給水設備の調査を希望する施設等については、施設の所有者・管理者や勸奨水質検査申込者の立会いの下、現場調査を実施し、給水設備の衛生管理について指導し、飲料水の衛生確保に努める。 ク. ねずみ駆除の効果を高めるため、毒餌の喫食状況による効果検証と設置場所、数量の調整を行う。 ケ. ねずみ防除促進に向けて、令和6年度までの補助金交付団体へ積極的に制度活用を働きかけるとともに、交付実績のない団体に対しても広く制度の周知を図っていく。 コ. 地域での取組実施に当たっては各団体の財政的負担がネックとなることから、コンサルティング支援を行う専門業者と連携しながら、状況に合わせた取組方法を提案する。 サ. 地域ねずみ防除促進事業において、集合住宅の管理組合に対する支援について検討を進めていく。	
③食生活の安全確保 ●違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 ●食中毒・有症苦情等に関する調査および指導 ●HACCPによる衛生管理についての区内事業者に対する導入支援	シ. 食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導を実施した。 ス. 食品衛生向上に向けた食品衛生講習会、食品衛生の向上と食中毒発生を防止するための収去検査、食品関連施設への立ち入り検査を実施した。 セ. HACCPによる衛生管理について区内事業者に対し導入支援した。 ソ. 係長から新人職員まで指導内容の平準化を目指し、若手職員が現場での経験を積極的に積み、指導技術の向上に努めた。		シ. HACCPによる衛生管理の導入の制度化に伴い、小規模な飲食店等を中心に当該制度の周知に留まらず、導入指導を徹底するとともに、導入状況を確認していく必要がある。	シ. HACCPによる衛生管理の定着が確実に進むよう食品衛生講習会等を通じて普及・啓発・指導の強化を行う。また、食品衛生管理ファイル（簡易版HACCP）の導入が確認できない小規模な飲食店等に対しては、令和7年度から訪問指導による支援を行う。	
④医事・薬事の安全確保 ●医療安全講習会の開催 ●医療相談窓口の設置 ●薬局等の監視指導、家庭用品の検査	タ. 医療安全講習会（区内医療機関向けに動画配信を実施） チ. 医療相談窓口相談受付数 371件 ツ. 医療関係施設監視件数 284件 テ. 薬事衛生関係施設監視件数 758件		タ. 自由診療に係る治療内容等の相談苦情件数が増加しており、内容も複雑化している。	タ. 複雑化する苦情相談に対して、国や都と連携を図り、適切に対応していく。	

施策の方向性(3)福祉サービスの質の向上・人材確保

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化 ●社会福祉法人の指導監査 ●サービス事業者の巡回指導・指導検査	ア. 介護サービス事業者への訪問による実地指導を実施するとともに、事前提出書類による事前確認や確認項目を行うことで所要時間の短縮を図り、指導回数が増加につながった。 イ. 障害福祉サービス事業所(27事業所)への運営指導については、中央区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施方針に基づき、利用者保護とサービスの質の確保及び給付に係る費用の支給の適正化等を図り、もって区における障害者及び障害児の福祉の増進に寄与することを目的として実施している。 ウ. 社会福祉法人(社会福祉協議会等)に対し、実施指導検査を実施した。 ア. 私立認可保育施設62園(毎年全園)、公立認可保育施設5園(3年ごと)および小規模・事業所内保育施設2園(毎年全園)に対して指導検査を実施した。また、認証保育施設6園(2年ごと)に対しても指導検査を実施した。 イ. 私立認可保育施設65園(593回)、公立認可保育施設16園(89回)、小規模・事業所内保育施設2園(14回)および認証保育所11園(89回)に対して巡回指導を実施した。また、認可外保育施設31園(159回)に対しても委託による巡回指導を実施した。 ウ. 保育サービスの質の向上を目的として、私立認可保育施設園長会(月1回)、認証保育施設連絡会(年2回)および認可外保育施設連絡会(年3回)を実施した。		ア. 運営指導では、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い改定・義務化した事項を重点的に実施した。その際不適切な事項については、適宜、助言及び指導を行い改善がなされている。サービスの種類を問わず、記録等の整備が不十分であることや給付費の算定要件の把握が不十分であること等がみられることや、利用者より苦情のある事業所もあることから、対象事業所の選定について慎重に検討する必要がある。 イ. 法人ごとに法改正等の趣旨に対する理解度にばらつきがある。 ア. 認可外保育施設への保育料補助制度の見直しに伴い、認可外保育施設の質を担保する必要性が高まっている。 イ. 今後も施設数の増加が見込まれるため、巡回および指導検査方法の効率化が課題である。	ア. 報酬改定における改定内容を遵守することや、利用者保護のための安全管理を徹底していくなど、今後もサービスの質の確保・向上や給付費の支給の適正化のため実施していく。 イ. 事務分担や指導時の担当内容など日常業務を利用して、指導事務のスキルアップを無理なく進めていけるような仕組みを構築する。 ウ. 今後も指導監査を通して、法人が法改正等の趣旨を十分理解した上で法人の自主性・自律性を持った運営を行うことができるよう必要な助言及び指導を行う。 ア. 区職員も委託先と連携して認可外保育施設に対する巡回を行い、保育の質の向上に努める。 イ. 国の保育DXの導入および東京都の指導検査業務システムとの連携(いずれも令和7年度予定)により、業務の効率化を図る。	○福祉専門職等人材の確保について、厳しい状況にあることは理解できるものの、検討を引き続き進めていただきたい。 ○介護職の人材確保の困難さに関し、中央区のような居住コストの高い地域では、介護人材の確保は今後も課題であり続けると考える。少ない介護人材を認知症支援や看取り等の重度ケアが必要な領域に集中的に支援できる体制作りと人材確保を両輪で回していく必要を感じる。
②指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上 ●指定管理者の評価実施 ●福祉サービス第三者評価受審費用の助成	エ. 中央区福祉保健部指定管理者評価委員会における各施設の評価結果(12法人17施設)を、所管課を通じて指定管理者にフィードバックし、改善を促すことで区民サービスのより一層の向上につなげた。 カ. 保育所(35件)、障害者施設(12件)、高齢者福祉施設(7件)、介護サービス事業所(11件)に対する第三者評価の受審費用を助成し、受診の勧奨を行った。	B	エ. 福祉施設の利用者は主に子ども・高齢者・障害者であることから、指定管理者には安全性などより高い水準での施設管理や配慮が求められている。そのため、評価結果が施設運営の改善を促し、区民サービスのさらなる向上につながる評価の仕組みが必要である。 カ. 東京都の第三者評価受審方針である、①定期的かつ継続的な受審、②少なくとも3年に1回以上受審することを事業者に求めているが、事前準備や受審中の負担感から最低限の受審頻度にとどまっている事業者が一定数存在する。 キ. 第三者評価の受審が加算条件でない事業所については、助成制度及び第三者評価の受審によるメリットや効果を周知しきれていないため、受審数が低い状態にある。	エ. 引き続き年1回の継続的な評価を行うとともに、より効果的な評価の仕組みを検討していく。 オ. 今後も区職員による巡回等を通して施設の抱える課題を普段から把握し、課題認識の共有や解決へのアプローチを行っていく。また、指定管理者評価で見られた個々の課題については、施設に対して継続的な改善状況の確認を行っていく。 カ. 第三者評価の受審結果を踏まえて、施設面談を行い、課題認識の共有や解決へのアプローチを行っていく。 キ. 第三者評価受審のメリットや効果、補助制度を周知し受審を促進していく。	
③福祉サービス苦情相談窓口の設置 ●福祉サービス苦情相談窓口	ク. 福祉サービス苦情相談窓口の開設(23日開設、相談件数8件)や福祉サービス苦情対応委員会(1回)の開催により、区が提供する福祉サービスの利用者等からの苦情等に対して、公正かつ中立な立場で適切な解決に努めた。		ク. 苦情相談については、相談者の立場や状況に配慮し、その思いをくみ取りながら、適切な解決に向けて取り組んでいく必要がある。	ク. 相談者の主訴を的確に受け止めるため、苦情対応研修等により相談員のスキルアップを図るとともに、苦情を契機としたサービスの検証や改善の取組を重ねることで、福祉サービスの質の向上につなげていく。	
④福祉専門職等人材の確保 ●介護人材確保支援事業 ●介護職合同就職相談・面接会の開催 ●地域密着型サービス事業所等介護職員宿舍借上支援事業 ●保育士等キャリアアップ補助 ●保育士等職員宿舍借上支援事業 ●保育補助者の保育士資格取得費用を支援する事業所への補助事業	ケ. 介護職合同就職相談・面接会には20人が参加し、うち2人が区内介護サービス事業所に就職した。また、介護人材確保支援事業には19人が参加し、うち13人が区内介護サービス事業所に就職した。 コ. <u>介護職員等宿舍借上支援事業は、既存の区借上げ住宅型に加えて民間賃貸住宅を対象とした地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舍借上支援事業を開始した。区借上げ住宅1戸および民間賃貸住宅1戸について、住宅の借上げに対する費用助成を行い、職員の住居確保を支援することで介護職員の雇用促進、確保定着につなげた。</u> サ. 保育補助者の保育士資格取得費用を支援する事業者への補助事業を実施した。宿舍借上支援事業はほぼ全園が制度を利用している。		ケ. HPやポスター、チラシ、SNS活用など介護職合同就職相談・面接会および介護人材確保支援事業の広報活動に力を入れているが、参加者数および就職者数がともに伸び悩んでおり、特に面接会の参加者が就職に結びついていない。 コ. 対象サービス事業所に個別に連絡するなど助成制度の周知を行っているが、地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舍借上支援事業の利用につながっていない。また、介護人材不足を解消するために外国人介護職員の就労が拡大しており、本区においても雇用を促進する施策が必要である。 サ. 宿舍借上について、補助対象外となる職員がいるため、制度の見直しが引き続き必要である。	ケ. 介護人材確保支援事業では、事業参加者および区内事業所への就職者を増やすため、周知活動を定期的に行いながら、就職後の継続的な雇用支援により介護職員不足の解消に取り組んでいく。 コ. 地域密着型サービス事業所等介護職員等宿舍借上支援事業の利用につなげるため、利用に伴う事業所の課題を共有し、必要に応じて事業所をサポートしていくとともに、外国人介護職員等の利用について、助成利用上限戸数を拡大することで、事業所の多様な人材の確保を支援していく。	

施策の方向性(4)生活困窮者等の自立支援

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①暮らしと仕事の自立支援 ●生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実 ●住居確保給付金（再掲） ●家計改善支援事業 ●一時生活支援事業（再掲）	ア. ふくしの総合相談窓口を中心とした、くらしや仕事に関する相談では、生活や就労等に関する困りごとを受け止め、延4,756件の相談を受け付けた。	A	ア. 複合的な要因の困りごとを抱えた方に対して包括的な支援を行うため、関係機関とのより一層の連携が必要である。	ア. 複合的な課題を持つ方に対して十分な支援を行うため、ふくしの総合相談窓口としての役割の周知や、他の相談機関の特性の相互理解をさらに進め、連携を強化していく。	○ひきこもり支援について、生活支援コーディネーターの連携や、介護予防の取り組みによる短期集中等のアウトリーチによる孤立対策など、多方面からの支援をしていただきたい。
②ひとり親家庭の自立支援 ●家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談	イ. 家庭相談・ひとり親家庭相談、女性相談にあたり、相談者の求めや悩みを聞き取り、必要に応じて関係部署と相互に連携しながら支援を行った。		イ. 相談内容が複雑かつ複合的なケースでは関係部署との連携を図り、臨機応変な対応が求められるが、連携に時間を要する場合がある。	イ. 複雑かつ複合的な相談に対しても適切に助言・指導を行うため、関係部署との情報共有を欠かさず連携強化を図るとともに、きめ細やかな支援を行うため研修等を通じたスキルアップを図っていく。	
③子ども・若者の学習支援 ●子どもの学習・生活支援事業 ●受験生チャレンジ支援貸付	ウ. 子どもの学習・生活支援事業では、小・中学生及び高校生世代を対象に一貫した切れ目のない支援を行うとともに、小学生を1コース増設したほか、高校生世代についても定員を40人に引き上げた。 （令和6年度利用者 小学生3コース計47人/定員50人、中学生4コース計47人/定員55人、高校生世代40人/定員40人） エ. 受験生チャレンジ支援貸付事業について、令和5年度までは窓口受付のみの対応としていたが、令和6年度からは電話での相談受付及び郵送申請を開始した。 貸付件数64件、新規相談件数96件、継続相談件数542件		ウ. 実施曜日や地域によって、利用希望者数の偏りやボランティアの確保に課題が生じている。	ウ. 利用希望者の多い地域において実施曜日の見直しを行うなど、事業の円滑な運営に努めていく。	
④ひきこもり支援 ●生活困窮者自立相談支援の窓口体制の充実（再掲） ●登校支援シートの活用等による不登校児童・生徒への支援	オ. 令和6年度に開設したふくしの総合相談窓口では、ひきこもりの状態にある方や家族からの相談を受け止め、アウトリーチによる支援を積極的に行った。また、東京都ひきこもりサポートネットの主催するネットワーク構築支援事業における会議に参加し、東京都及び庁内関係部署、相談員との連携強化を図り、各機関・部署及び社会資源等の情報共有を行った。 カ. 不登校児童・生徒一人一人の教育的ニーズに合った取組を行うことで、適応教室「わくわく21」への通室、メンタルサポーターの派遣、校内別室指導支援員によるサポート、医療や福祉との連携などにより、学校復帰や社会的自立につながった。		オ. ひきこもり当事者やその家族が、身近なところで気軽に相談でき、必要な支援に繋がることができるよう、支援体制の構築が必要である。	オ. ひきこもり当事者が、本人の希望する支援につながるができるよう、他自治体の事例を参考にしながら具体的な支援策を検討していく。	
			カ. 児童・生徒の様々な要因の不安に対して、個別に対応するケースが増加していることから、より一層、丁寧な対応が求められた。	カ. 学校や関係機関が連携し、児童・生徒の家庭を訪問するなど、確実な働きかけを行うことで、学校復帰や社会的自立につなげていく。	

施策の方向性(5)権利擁護の推進

取組・事業	主な取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
①人権尊重 ●暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展 ●女性相談 ●配偶者暴力相談支援センター機能の整備 ●ヤングケアラーの啓発・相談支援	キ. DVをテーマとする男女共同参画講座等(2回)、区内を巡回するパネル展を開催した。 ク. 配偶者暴力相談支援センターの機能整備に向け、関係部署と調整を行った。 ケ. 令和6年6月からSNS相談を開始し、年齢や性別を問わず気軽に相談できる体制を整えた。 コ. 女性相談・家庭相談・ひとり親家庭相談にて、相談者の困りごとやニーズを聞き取り、その人に適した支援内容を考え、関係各課と連携をとりながら支援を行った。また、児童虐待の可能性のある場合には、関係者への情報共有および適切な相談窓口の案内を行った。 サ. ヤングケアラーの社会的認知度向上に重点を置いた啓発活動、子ども自身の「気づき」や受援力を高められるよう取り組んだ。また、子ども・子育て支援事業計画策定に向けた子ども向けアンケートの中で、ヤングケアラーの認知度や自己認識の割合を把握し、区のヤングケアラーの現状把握を推進した。		キ. 暴力・ハラスメント防止等のセミナーは集客が難しい内容であり、区の関係部署や事業協力スタッフと連携するなど積極的に周知を図る必要がある。また、相談事業について、より多くの方が相談につながるよう、周知を行う必要がある。 コ. 複雑かつ複合的な相談ケースが増加しており、関係部署とのきめ細かな連携や臨機応変な対応が必要となる場面が多く、1人あたりに要する対応時間が増加している。また、相談していく中で児童虐待のケースが発覚する場合があります。柔軟な対応が求められる。 サ. 困難を抱える子どもたちへの適時適切な支援や保護が必須である。子どもと子育て家庭を包括的に支援できる相談員の確保・育成を図るとともに、子どもたちの受援力を高め、地域全体で児童虐待防止に取り組む機運の醸成や関係機関間の連携を強化する必要がある。	キ. セミナーの参加者募集の際に、区施設のほか関係部署や事業協力スタッフ・養成講座と連携しチラシを配布する。 ク. SNS相談の周知はWeb広告を利用するほか、カードやしおりを区内各所で配布する。 コ. 複雑かつ複合的な相談に対しても適切な助言を行うため、関係部署との情報共有を欠かさず連携強化を図るとともに、きめ細やかな支援を行うために研修等を通じスキルアップを図る。 サ. 継続して実態把握に努めるとともに、区HP、啓発カード、ICTを活用しながら、子どもたちの「気づき」や受援力を高められるよう取組む。また、子ども家庭支援センターに情報を集約し、地域の相談支援ネットワークあるいは要保護児童対策地域協議会を活用して、伴走的な相談支援を行っていく。	○虐待防止について、虐待が疑われる事例に対しての支援体制は今後より一層強化していただきたい。境界域の事例(ネグレクト等)が多数存在すると感じている。公的機関の支援により、区民の尊厳の支援が強化されると思う。また、現場の支援者たちが虐待事例に疲弊してしまわぬよう、行政の後方支援やアウトリーチの体制強化を希望する。
②児童虐待防止 ●要保護児童対策地域協議会の設置 ●子どもと子育て家庭の総合相談 ●スクールソーシャルワーカーの配置	シ. 要保護児童対策地域協議会(代表者会議1回、実務者会議5回、ケース検討会67回)の調整機関として要保護児童等の早期発見・支援に努めるとともに、保護者支援や専門職の人材育成に取り組んだ。また、母子保健分野と児童福祉分野の相談支援体制の強化を図るために、児童福祉法上のこども家庭センターと位置づける「こども家庭ネットワーク」を整えた。 ス. 子どもと子育て家庭総合相談の新規受理件数 1,254件(そのうち、被虐待相談 918件、子どもほっとライン4件) セ. 新規事業である「こども家庭センター」機能の整備に向け、母子保健部門の体制構築を図るため、児童福祉部門と協議を行った。また、母子保健部門と児童福祉部門の連携を強化し、協働して適切な支援を実施するため、共通の基準を持つことを目的に、「母子リスクアセスメント研修」を開催した。 【妊婦面談率】 98.4% 【新生児訪問数】 1,877人 【3、4か月児健診までの母子状況把握率】 100% ソ. 問題が複雑化・多様化する中、スクールソーシャルワーカーの支援対象となる児童・生徒数が増加傾向にあることから、令和5年度から1名増の3名体制で小学校における巡回派遣を開始したほか、令和6年度からはさらに1名増の4名体制とし、巡回回数を増やすとともにより多くの案件に対応できる体制を整えた。	B	シ. 被虐待児やヤングケアラー、保護者の信仰などにより困難を抱える子どもたちへの適時適切な支援や保護が必須である。そのため、子どもと子育て家庭を包括的に支援できる相談員の確保・育成を図るとともに、子どもたちの受援力を高め、地域全体で児童虐待防止に取り組む機運の醸成や関係機関間の連携を強化する必要がある。 セ. 母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により妊婦を含む子育て家庭への包括的支援を切れ目なく、かつ、漏れなく提供するほか、研修等によりリスクアセスメントの質の向上を図るなど、こども家庭センター機能を強化充実させていくことが必要である。 ソ. 児童・生徒の様々な不安へ個別に対応するケースが多く、スクールソーシャルワーカーの支援対象となる児童・生徒数が増加傾向にある	シ. 相談員の確保と育成に取り組むとともに、こども家庭ネットワークを運用することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を強化し児童虐待防止を図る。また、子どもたちの受援力や地域の支援力を高めるために、児童虐待防止のための啓発活動や協議会を活用して関係機関が連携しやすい支援体制づくりを進める。 セ. さらに連携強化を図るため、児童福祉部門と合同会議の整備等の協議を行っていく。母子保健部門と児童福祉部門において、共通のリスクアセスメントシートを活用して合同会議を開催し、具体的なリスクについての認識のすり合わせや支援方法・役割の確認等を実施していく。また、母子保健部門に専門職を配置し、相談支援体制の強化を図る。 ソ. 個別に対応するケースも増加傾向にあり、令和5年度から開始した小学校の巡回派遣をより充実させるため、スクールソーシャルワーカーの更なる増員を検討する。	
③高齢者・障害者の虐待防止 ●虐待に関する通報・相談窓口の啓発 ●権利擁護・虐待防止講演会 ●施設等サービス事業者の実地指導 ●障害者虐待防止リーフレットによる周知	タ. (高齢者) 早期発見・早期対応につなげるため、区民向け虐待防止パンフレットを配布、虐待防止マニュアルを介護事業者等に周知することにより、虐待に関する通報・相談窓口の啓発を行った。 チ. 虐待通報・相談窓口専用電話・関係機関等からの情報提供により、24時間365日の通報・相談対応を行った。(通報・相談件数24件) ツ. 基幹相談支援センターでは、区内の相談支援事業所向けに虐待防止研修を行った。		タ. (高齢者) 関係部署・機関と連携を図りながら早期発見・早期対応につなげる必要がある。 チ. 障害者虐待防止の更なる推進が令和4年度より義務化されたため、障害福祉サービス事業所においては、連絡会での周知、実地指導での確認をおこなう必要がある。 ツ. 基幹相談支援センターでは、障害者虐待通報窓口として周知を図り、HPやリーフレットの案内等により、虐待防止法の啓発についてPRに努め、障害者虐待防止に取り組む必要がある。	タ. (高齢者) 新規参入介護事業者へ周知、講座や地域ケア会議で周知し、虐待に関する通報・相談窓口の啓発を行う。 チ. 令和4年度から、従業者への研修の実施、委員会の設置及び責任者の設置を運営基準に定めることが義務化されたため、実地指導において実施の有無を確認し、事業所に適正な取り組みを指導する。 ツ. 障害者虐待防止センター機能を担う障害者福祉課と連携し、基幹相談支援センターでは、研修を通じて新たな知識を取得し、丁寧な対応や問題解決に向けて必要な支援への対応力の向上に取り組んでいく。	
④成年後見制度の利用促進 ●成年後見制度の利用支援 ●区民後見人の養成および活動機会の充実 ●権利擁護支援の普及・啓発 ●地域連携ネットワークづくりの推進 ●区長申立ての実施	テ. すてつ中央において、成年後見制度及び権利擁護支援事業に関する相談(4,273件)に応じたほか、成年後見制度に対する理解を深めるための講演会や各種講座、終活イベントを実施した。また、区民後見人の養成及び活動機会の充実のために基礎講習やフォローアップ研修、連絡会を実施し、制度の利用が必要な方の早期発見・支援のため権利擁護支援地域連携ネットワーク連絡会を開催(2回)した。 ト. 本人や親族による申立てができない高齢者や障害者の福祉サービス利用の権利を養護するための区長申立8件、報酬助成2件を行った。		テ. 成年後見制度等の権利擁護が必要な方を早期に発見し適切な支援につなぐため、制度等に関するさらなる周知と地域関係者との連携を強化していく必要がある。 ト. (高齢者) 親族申立てについて、日頃本人と関わりのない親族に理解を得ることが難しい。	ト. 高齢・障害等の他部署との連携や様々な機会を捉えた効果的な制度周知を図るとともに、地域連携ネットワークの構築・強化に向け、権利擁護支援地域連携関係者ネットワーク連絡会の充実を図り、地域関係者の顔の見える関係づくりを進めていく。	

施策の方向性(6)ユニバーサルデザインのまちづくり

取組・事業	取組内容・実績	進捗状況	課題	今後の取組・改善事項	保健医療福祉計画推進委員会の意見
<p>①情報バリアフリーの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区ホームページに文字拡大・音声読み上げツールや多言語自動翻訳機能を搭載 ●手話・筆談による案内 ●バリアフリーマップの更新 ●タブレット端末による通訳、英語の通訳・翻訳窓口設置 ●声の広報、点字広報の発行 ●対話支援機器の設置 ●タブレット端末を活用した手話通訳サービスの導入 	<p>ア. 区HPに掲載している広報紙について、日本語を含む10言語で提供を開始した。拡大表示機能や二次元コードのタップによる該当ページへの遷移機能等も搭載し、より情報を受け取りやすい環境づくりを進めた。</p> <p>イ. 区HP内の外国人向け情報発信ページ「やさしい日本語」ページの総アクセス数 6,617件</p> <p>ウ. 広報紙の新聞折込分（令和6年4月～9月）を希望する高齢者と障害者に無料で配送した。</p> <p>なお、令和6年10月から広報紙の配布方法を新聞折込のみとしたことに伴い、希望する全ての区民に無料で個別配送している。</p> <p>エ. 声の広報と点字広報を希望する視覚障害者に送付している（利用者数：声の広報6人、点字広報3人）。</p> <p>オ. 障害者福祉課では、令和6年度より、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスを導入した。手話・筆談による案内についても、毎週水曜日手話通訳者を設置している。</p> <p>カ. 聴覚などに障害のある方に手話通訳者や要約筆記者を派遣し、円滑な日常生活上の活動への支援を行った。</p> <p>キ. バリアフリーマップの更新に係るボランティア講習会を対面及びwebで開催した。対面式では車椅子に乗りながら街歩きを行い、バリアフリー箇所等の調査を行った。併せて、既存地図の更新を行った。</p> <p>ク. 英語の通訳・翻訳者を人材派遣(1名)により配置した窓口を週2回開設した。各所管からの依頼により、通訳担当が各所管と連絡を密に取りながら外国人区民に対する通知文や申請書等の翻訳を適宜行うとともに、必要に応じて外国人からの問合せ等に対し、窓口で対応する職員と通訳担当が連携しながら、案内を適切に行った。</p> <p>ケ. <u>タブレット端末を活用したテレビ電話通訳や音声機械通訳による外国語通訳サービスにより、窓口等で多言語対応を行った。また、タブレット端末設置台数を令和5年度の13台から16台に増やし、外国人に対する窓口の充実を図った。</u></p>	B	<p>ア. 区HPや広報紙の配信サービスによる多言語対応や読み上げ機能の追加により、情報アクセシビリティの強化が図られている。一方で、人口増によりニーズが多様化する中、一人一人が必要とする情報を分かりやすく伝える取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>オ. 令和6年度より、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスを導入したものの、利用実績がまだ少ない状況である。（遠隔手話：10件 音声筆談：19件）</p> <p>キ. 紙のマップは、区内を4つのエリアに分け、各エリアを4年に1度更新しているため、最新のバリアフリー情報と乖離が生じる場合がある。</p> <p>ク. 外国語通訳サービスの開始により、通訳・翻訳窓口への通訳依頼件数は減少傾向にあり、窓口の現状を踏まえつつ注視していく必要がある。</p>	<p>ア. 利用者のニーズ等を適確に捉えながら、職員の広報力向上とともに、新たなアクセシビリティツールの採用等により、全ての人にとってより分かりやすい情報提供に引き続き努めていく。</p> <p>オ. 遠隔手話通訳サービスの利用実績を増やすとともに、手話通訳者設置事業の利用件数の増加も図っていく。</p> <p>キ. Web版の更なる活用など、情報の更新を可能な限り早く反映できるような方法を検討していく。</p> <p>ク. タブレット端末の活用等では対応が難しいケースがあり、通訳者を介しての対応が必要になることから、今後も、通訳や翻訳について連携しながら適切な案内を行う。ケ. タブレット端末については、利用状況等に応じて設置台数を適宜見直す。また、令和7年度から区HPや窓口を設置する二次元コードをスマートフォン等で読み取ることで、通訳コールセンターにつながるようにするなど利便性の向上を図っていく。</p>	<p>○高齢者が屋外で活動する場合、ちょっと腰掛ける環境が外出支援に繋がると思う。出歩ける街づくりの観点からも、要所にベンチの設置を今後も推進していただきたい。</p>
<p>②人にやさしい空間づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設等におけるバリアフリー化の推進 ●人にやさしい歩行環境の整備 ●鉄道駅総合バリアフリー推進事業補助（JR） 	<p>コ. 「中央区基本計画」及び「中央区保健医療福祉計画」における福祉のまちづくり施策の着実な実現に向けて、公共的施設のバリアフリー化や関連諸施設を総合的に進める上での基本的な考え方や具体的な整備方針等を定めている「中央区福祉のまちづくり実施方針」の改正を行った。</p> <p>サ. 「人にやさしい歩行環境の整備」や「道路の改修」等の計画事業を推進し、交差点部における歩道の勾配を改善することで、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に移動できるよう歩行環境の拡充を図った。歩道平坦化工事を実施し、交差点部における歩道のバリアフリー化率は、63.9%に上がった。</p> <p>シ. 鉄道事業者（JR）に対し、総武線（快速）馬喰町駅におけるエレベーター整備事業について、今後の整備スケジュールや補助要望の確認、調整を行った。</p> <p>ス. バリアフリースイートを1箇所整備した（わたし公園内公衆便所）</p>		<p>コ. 「東京都福祉のまちづくり条例」等の関係法令の改正等を注視し、実施方針の内容に反映していく必要がある。</p> <p>サ. 交差点部における歩道の勾配改善や、再開発事業等による道路整備の機会を捉えた歩道のバリアフリー化を促進していく必要がある。橋梁取り付け部分など道路工事だけによる勾配改善が困難な箇所については、橋梁工事等と合わせた道路改修が必要である。</p> <p>シ. 周辺開発や既存建物の建替え等の機会を捉え、駅との接続について広く協議・調整する必要がある。</p> <p>ス. バリアフリースイート未整備の8箇所についてバリアフリー化を図っていく必要がある。</p>	<p>コ. 改正等に合わせた更新を行うとともに、関係部署と連携しながら毎年の更新を行っていく。</p> <p>サ. 引き続き、「人にやさしい歩行環境の整備」や「道路の改修」事業を計画的に推進することで、交差点部における歩道の勾配改善を図っていく。再開発事業等による道路整備の機会を捉えて、歩道のバリアフリー化を促進していく。</p> <p>シ. 引き続き鉄道事業者（JR）に対してバリアフリー経路の確保及び必要な協議調整を促していく。</p> <p>ス. 改築工事を実施し、公衆便所のバリアフリー化を図る。</p>	
<p>③子どもを守る安全なまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの遊び場開放 ●通学路やスクールバス等の安全対策 	<p>セ. 9校の小学校において、子どもたちの安全な遊び場として、主に日曜日の日中に校庭を開放している。開放日には、指導員を配置し、子どもたちの指導と危険防止に努めている。うち3校については、令和6年度から児童や保護者が自転車やキャッチボールを練習できる場所を提供し、安全安心な遊び場の充実に努めた。</p> <p>ソ. 通学路等の安全対策として、こども110番の実施、防犯ブザーの配布、安全パトロールの実施、通学路防犯カメラの設置を行っている。</p>		<p>セ. 遊び場開放の利用ニーズは高く、令和6年度開始の子ども自転車教室の受講者等が継続して練習できる場所の確保も求められる。PTAの協力により事業を運営しているが、PTAが担うことが困難な学校も見受けられる。</p> <p>ソ. 通学路の防犯カメラについては、平成30年度に小学校16校全80台の設置が完了したが、設置後10年以上経過しているカメラもあり、適性に維持管理を行っていく必要がある。</p>	<p>セ. 学校施設の新設および改築の際には、区民の健康増進と地域スポーツ活動等の振興のため、施設開放を前提とした施設整備を推進する。各校の状況やPTAや保護者の意向を踏まえ、必要に応じて実施主体の見直しを図る。</p> <p>ソ. 引き続き学校や地域、PTAと連携しながら、子どもたちの安全確保に努めていく。通学路の防犯カメラについては、導入時期に合わせた計画的な更新等を進めていく。</p>	